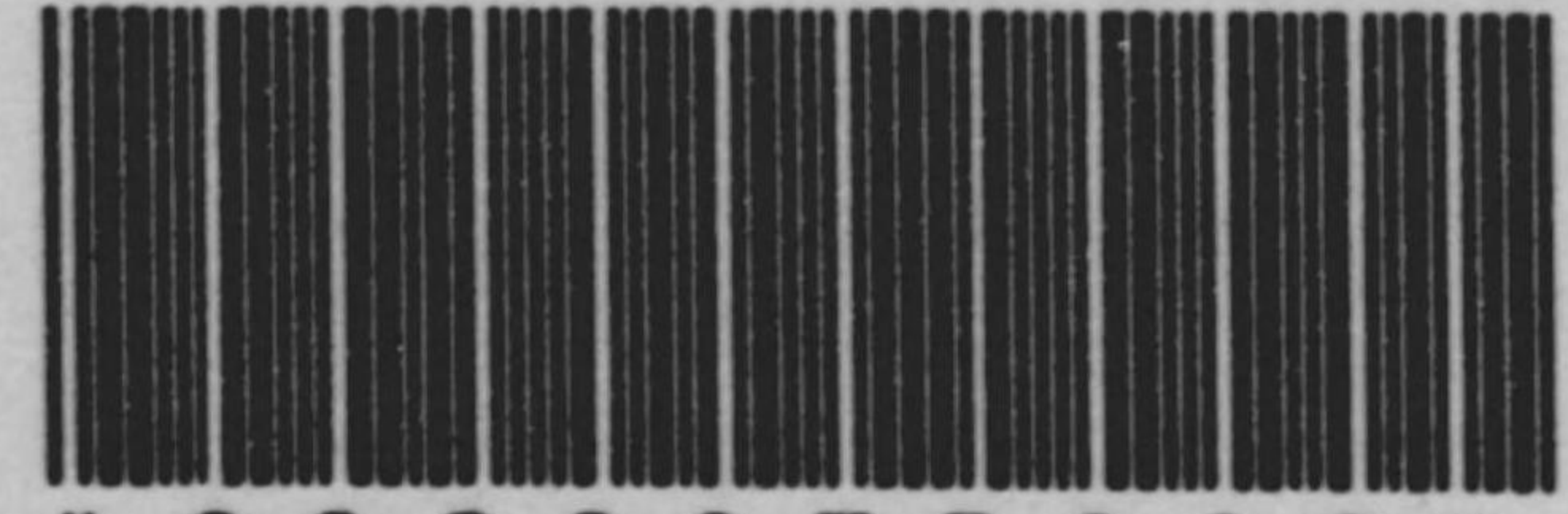


516
357



* 0032975002 *

0032975-002

516-357

台湾現勢要覽

台湾總督府・編

台湾總督府

昭和16年版, 昭和18年版

昭和17-18

AFC

516

臺灣現勢要覽

357

昭和十八年

防
諜

臺灣現勢要覽

昭和十八年

凡例

- 一 本書は本島の現勢を紹介する爲め主要な事項に就て其の統計的説明を試みたものである。
- 二 本書は昭和十六年の事實を基礎としたが最近の統計あるものは努めて之を採り又昭和十六年の事實不明のもの若くは特に必要と認められるものは昭和十六年以前の事實をも掲上した。
- 三 本書は特にその變遷消長を窺ひ既往との比較對照の便に供する爲め必要な事項に就ては其の沿革及累年の事實をも掲上した。

昭和十八年七月

臺灣總督府



89W08956

目次

一	臺灣の沿革	一
二	土地	四
一	位置	四
二	面積	七
三	州廳別面積	八
四	有租地及無租地	一〇
五	山嶽	一三
六	河川	一五
三	氣象	一七
一	氣溫	一七
二	雨量	一七
四	戶口	一九
一	總戶口	一九
二	州廳別戶口	二〇
三	都市別戶口	二一
四	高砂族の戶口	二三
五	居住外國人	二五
六	國勢調査	二六

七	人口の増加	三三
八	婚姻及離婚	三三
九	出生、死亡及人口の自然増加	三三
五	行政	三三
一	行政區劃	三三
二	警察官署及職員	三三
六	裁判及刑務	三三
一	裁判	三三
二	刑務	三三
七	教育	三三
一	學校教育	三三
二	社會教育	三三
八	神社及宗教	三三
一	神社	三三
二	宗教	三三
九	社會事業	三三
一〇	水利事業	三三
二〇	農業	三三
一	農業戶口	三三
二	耕地面積	三三

三	農產	三三
四	畜產	三三
二	林業	三三
一	林野面積	三三
二	林產	三三
三	水產業	三三
四	鑛業	三三
五	工業	三三
一	工業總額	三三
二	製糖	三三
三	再製茶	三三
六	商業	三三
一	物價	三三
二	社會	三三
七	金融	三三
一	幣制	三三
二	金融機關	三三
八	鐵道	三三
一	官設鐵道	三三
二	私設鐵道	三三

一九	遞信	九〇
二〇	專賣	九三
二一	衛生	九五
一	醫療機關	九五
二	地方病及傳染病	九六
三	水道	一〇一
四	阿片	一〇二
三	財政	一〇六
一	總督府財政	一〇六
二	地方財政	一〇八
三	國稅收入	一一三
二三	職員及俸給	一二五
二四	最近十五年間の趨勢概覽	一二七
(附錄)		
一	臺灣市街庄別常住戶口	一三三

一 臺灣の沿革

臺灣及澎湖島は地理的關係より往古支那人の發見に係り中古隋・唐の時代には既に支那人の澎湖島に移住する者も相當にあつた様であるが臺灣本島との關係は全く不明である。其の後元の末葉に至り巡檢司を澎湖島に置いて、之を福建省同安縣に隸屬せしめた事がある。西紀千六百一二年蘭人、爪哇のジャカルタに東印度會社を創立し東洋貿易に従事したが同千六百二十一年東進して澎湖島を占領した。澎湖島は支那安危の要害であるから明政府は之が恢復を企圖したけれども、當時世界の海上權を掌握せる蘭人の勢に抗し得ないことを知り西紀千六百二十四年遂に臺灣の占領を認め、其の代償として澎湖島を放棄すべき事を締約したのである。同年八月蘭人は南部臺灣に航し臺南に上陸、同千六百五十年にプロビンシャ城を臺南に築き以て政廳となした。斯くして臺灣は和蘭東印度會社の管轄の下に置かれるに至つたが、蘭人の占領せるは僅かに臺灣南部のみであつた。當時和蘭と共に海外發展を競ふ西班牙は西紀千六百二十六年臺灣を領有せんと欲し、艦隊を派遣せるに南部臺灣は既に蘭人の占める所であるから北部臺灣即ち基隆地方を發見して此處に上陸し四圍を撫化して其の勢北部臺灣を風靡した。斯かる狀勢の趨く所遂に兩國人の大争鬭となり其の結果、西班牙敗北して臺灣より放逐せられるに至つた。

降つて明朝滅亡の際明の遺臣鄭成功は臺灣に據りて明朝を恢復せんとし西紀千六百六十年先づ澎湖島を略し更に臺灣本島に攻め渡つたが、蘭人衆寡敵せず、遂に臺灣を棄て、爪哇に去つた。鄭氏臺灣に據るや自ら王として恩威並び行はれたが、其の孫克塽に至つて父祖の大業を繼ぐに耐へず、清國の大軍の來攻するに遇ひ遂に其の軍門に降つた。時は康

熙二十二年、西紀千六百八十三年七月である。清朝は此處に於て臺灣府を設け府の下に臺灣、諸羅、鳳山の三縣を置き、臺灣府を以て福建省に隸屬せしめ福建巡撫をして之を統轄せしめた。然し乍ら清朝政府は本島を輕視し、官吏は上下共に苟安を事としたので政治は紊れ土匪の内亂相次いで起り所謂「五年大反三年小反」であつて光緒十四年に至る迄の内亂は實に二十二回に及んでゐる。

歐洲諸國が東漸の勢を示し臺灣も亦漸く列國の注目する所となり清國は臺灣に於ても咸豐九年安平・淡水、同治初年更に基隆・打狗の各港を開き英佛諸國と通商するに至つた。

明治四年琉球藩民五十餘名が臺灣に漂著し南部牡丹社蕃人に殺害せられたが清國政府は「生蕃は化外の民なり固より政治の及ぶ所に非ず」として責任を回避したので、我が國は清國の主權が臺灣に及ばないものと認め、同七年四月海軍中將西郷從道を遣はして之を討伐せしめた。然るに清國は説を變じて臺灣は福建省に屬する事を主張し、其の責を負うて五十萬兩を賠償した。

爾來清國は時勢に鑑み臺灣統治に意を注ぐに至り、光緒十一年(明治十八年)臺灣を福建省の管轄より分離して新一省と爲し、省の下に臺南、臺灣、臺北の三府を設け臺東を直隸州として府の下に十縣四廳を置き臺灣巡撫を任命して統治の刷新を圖つた。

明治二十七年日清の修交が破れ、同二十八年四月十七日馬關條約に依り臺灣及澎湖島は共に我が領有に歸した。同年五月臺灣總督府假條例が發布せられ第一代總督として海軍大將樺山資紀が任命せられたが當時臺灣守備の清國兵等は割讓を潔しとせず、我が國に對し抵抗せんとしたので帝國は茲に征討の命を發するに至つた。近衛師團長北白川宮能久親王殿下は大命を拜して征途に就き給ひ、躬ら軍に將として三貂角に御上陸(澳底に御露營)に

なり、六月三日基隆を陥れ翌日臺北に入り北部の鎮定を完了せられた。他方南部に於ける劉永福の徒も陸軍中將高島勲之助の討つ所となり、六箇月にして全島は全く鎮定したのである。

其の後土匪の變亂相次いで起つたが、乃木・桂兩總督に亞いで兒玉總督が代るに及び銳意之が討伐に従事したため、明治三十五年五月迄には全く我が皇威に服し平定するに至つた。

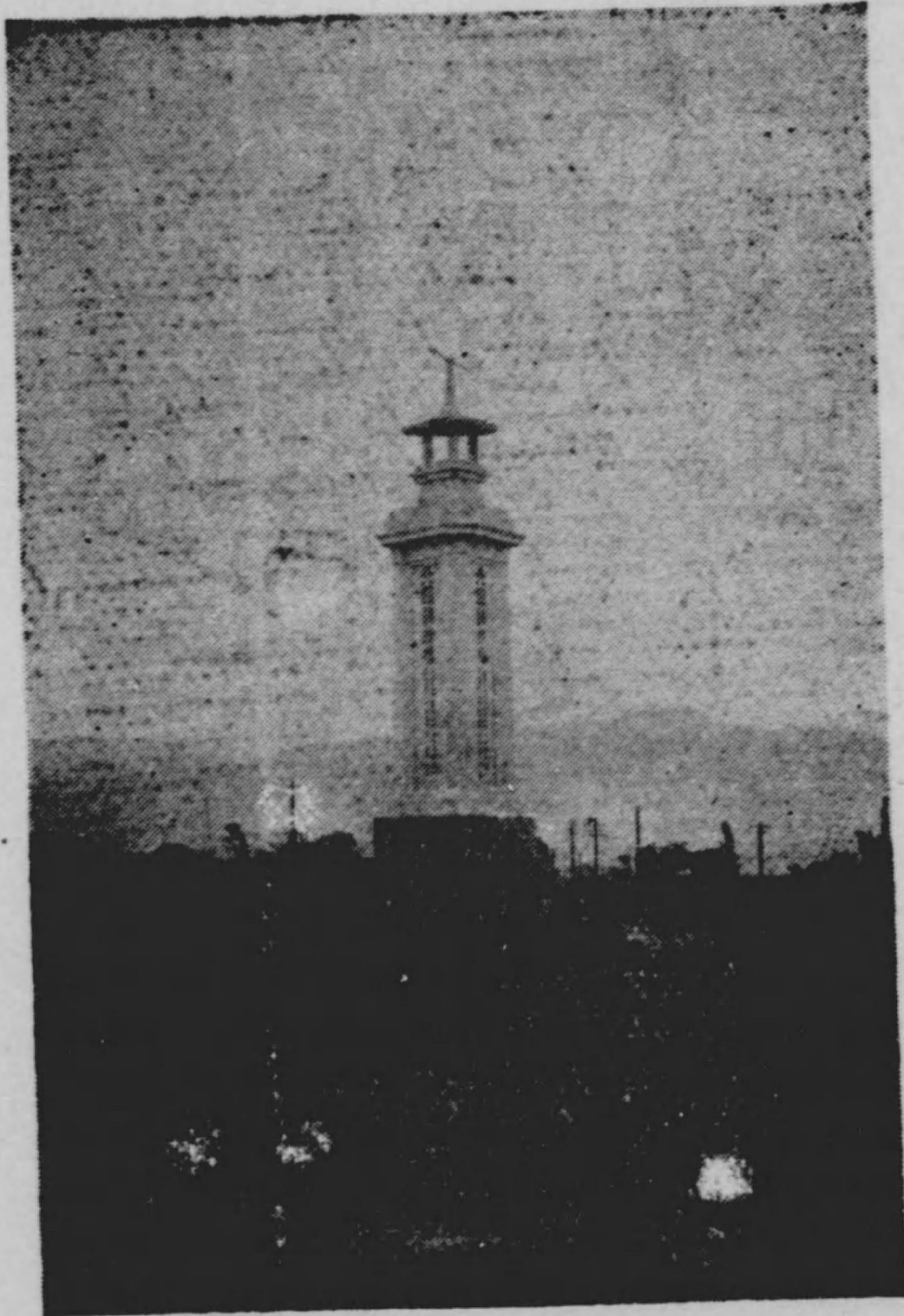
二 土 地

一 位 置

本島は帝國の南端に位し、臺灣本島・澎湖島・新南群島及其他の附屬島嶼より成る。今之を經緯度に付て觀るに、東經は百一十一度三十分より百二十二度六分二十五秒迄であり、北緯は七度より二十五度三十七分五十三秒迄である。北は海上六百四十一哩で九州の南端鹿兒島に達し、西は臺灣海峡を隔て、近く中華民國福建省に相接し、東は渺茫たる太平洋に臨み、南はバシー海峡を隔て、比律賓群島に接してゐる。

(イ) 臺灣の經度及緯度

臺灣本島		澎湖島	
經度(東經)	緯度(北緯)	經度(東經)	緯度(北緯)
極東 臺北州基隆市棉花嶼東端	極南 高雄州高雄市新南群島	極東 澎湖廳湖西庄查母嶼東端	極南 同
極西 高雄州高雄市新南群島	極北 臺北州基隆市彭佳嶼北端	極西 望安庄花嶼西端	極北 同
七???	二五.三七.三三	望安庄大嶼南端	白沙庄目斗嶼北端
一一.三〇.??	二九.四三.三四		
一一.三〇.??	二九.一八.三三		
	三〇.〇九.〇〇		
	三三.四四.〇一		



北 回 歸 線 標

樺太		朝鮮		内地		新南群島	
緯度(北緯)	經度(東經)	緯度(北緯)	經度(東經)	緯度(北緯)	經度(東經)	緯度(北緯)	經度(東經)
極北	極東	極北	極東	極北	極東	極北	極東
國境	東海岸北知床岬	咸鏡北道穩城郡柔浦面	慶尙北道鬱陵島竹島	根室支廳占守郡阿賴度島最北崎	根室支廳占守郡占守島東崎	高雄州高雄市新南群島	高雄州高雄市新南群島
西能登呂岬	海馬島釣鐘鼻	全羅南道濟州島大靜面馬羅島	平安北道龍川郡新島面馬鞍島西端	東京都小笠原島沖ノ島島南端	沖繩縣八重山郡與那國島西崎	高雄州高雄市新南群島	高雄州高雄市新南群島
150.00.00	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
145.53.33	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
141.11.54	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
137.00.00	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
133.00.00	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
129.00.00	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
125.00.00	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
121.00.00	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
117.00.00	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
113.00.00	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
109.00.00	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
105.00.00	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
101.00.00	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
97.00.00	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
93.00.00	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
89.00.00	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
85.00.00	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
81.00.00	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
77.00.00	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
73.00.00	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
69.00.00	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
65.00.00	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
61.00.00	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
57.00.00	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
53.00.00	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
49.00.00	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
45.00.00	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
41.00.00	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
37.00.00	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
33.00.00	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
29.00.00	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
25.00.00	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
21.00.00	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
17.00.00	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
13.00.00	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
9.00.00	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?
5.00.00	141.11.54	33.06.35	33.06.35	33.06.35	130.56.30	127.???.?	127.???.?

(口) 内外地の經度及緯度

關東州

經度(東經) 緯度(北緯)

極東 魏子窩海洋島會灣西屯南陀子東端
極西 旅順山頭會西湖嘴屯嶗島
極南 旅順方家屯會單家屯圓島
極北 普蘭店朝陽寺會宮家屯

南洋群島

經度(東經) 緯度(北緯)

極東 ヤルート支廳ミレ島ナーリギリツク島
極西 パラオ支廳トコベ島
極南 ポナベ支廳グリーニツチ島
極北 サイパン支廳ウラカス島

(ハ) 距離 (基隆基點の直航湊程)

那 鹿 長 門 神 橫 釜 大 福

兒

霸 島 崎 司 戶 濱 山 連 州

(門司經由)
(鹿兒島沖通過)

三三四哩
六六一
六三三
七三九
九三〇
一一七
七二五
八五〇
一五一

一三三・三二四
一三〇・五六八
三六・四三〇
三九・三三七
一七・〇七〇
一三・二一〇
一〇・四〇〇
二〇・三二〇

厦 汕 上 香 マ 海 西 盤 昭 津

ヤ
カル
タ

門 頭 海 港 ラ 防 貢 谷 南

(香港經由)

二 面 積

二二六
三三八
四一八
四七九
七七四
九六一
一三〇〇
一九〇〇
一八三四
二二三〇

本島の面積は三萬五千九百六十一方料にして帝國の總面積の五分三厘を占め、九州よりは稍々小さく、樺太と伯仲し、朝鮮に比すれば約その六分の一に當る。

總

内 臺 朝

數 地 灣 鮮

面 積

百分比

六七五〇〇方料
四一八六五・三
三三九六二・三
三三〇七八・四

一〇〇・〇
六一・一
五三
三二・六

關東州
南群島

三四六・四五
二四八・八〇

本表は帝國統計年鑑に依る。臺灣の面積には新南群島の事實(調査未了)を含まない。内地の面積中には樺太(三、六〇九〇・三〇方籽)をも含む。

三 州廳別面積

五州三廳中、面積の最も廣いのは臺中州の七千三百八十三方籽にして、高雄、臺南、花蓮港、臺北、新竹、臺東の順位を以て之に次ぎ、最も狭いのは澎湖廳にして僅かに百二十七方籽に過ぎない。

今之を内地府縣と比較するに臺中州は熊本・宮城、高雄州は三重・愛媛、臺南州は愛媛・愛知、花蓮港廳は和歌山・京都、臺北州及新竹州は京都・山梨、臺東廳は奈良・鳥取の各中間に位し、澎湖廳は面積狭小にして之と比較すべき府縣がない。

(イ) 州廳の面積

總	面積	百分比
新臺	三、五九六・二二	100.0
竹北	四、五九四・二四	一二八
州數	四、五七〇・〇一	一二七

臺南州
高雄州
臺東廳
花蓮港
澎湖廳

七、三八二・九四
五、四二一・四六
五、七二二・八七
三、五二五・二五
四、六二八・七〇
一、二六八・六六

(ロ) 内地府縣との面積比較

熊本縣	宮城縣	三重縣	高雄縣	愛媛縣	臺南縣
本	中	重	重	媛	南
縣	縣	縣	縣	縣	縣
七、四三三・四一	七、四三三・四一	七、四三三・四一	七、四三三・四一	七、四三三・四一	七、四三三・四一
二、五二一	二、五二一	二、五二一	二、五二一	二、五二一	二、五二一
一、五九九	一、五九九	一、五九九	一、五九九	一、五九九	一、五九九
九八	九八	九八	九八	九八	九八
二、二九九	二、二九九	二、二九九	二、二九九	二、二九九	二、二九九
〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三

和歌山縣	四七一八五九
京都府	四六二八五七
臺北府	四六二二一九
新竹州	四四九四二四
基隆州	四四七〇〇一
臺南縣	四四六五八七
奈良縣	三六九三・五二
東取縣	三五二五・三五
鳥取縣	三四八九・四八

四 有租地及無租地

臺灣の土地調査事業は明治三十六年に完成し爾來文化の進展と諸種の産業的施設經營の進捗に伴ひ逐年土地臺帳登録地を増加して現在に至つた。

昭和十七年首現在の有租地は百十三萬甲、無租地は十八萬四千甲にして、前者の内、田の五十四萬甲(四割八分)、畑の三十二萬一千甲(二割八分)、山林の二十一萬五千甲(一割九分)が其の主なものであり、後者の内譯は國有が八萬七千甲(四割八分)、民有が九萬六千甲(五割二分)である。

今昭和十七年首現在を大正十五年首現在に比較すれば有租地は三割九分の増加、無租地は五割六分の減少である。而して有租地、無租地の斯くの如き著しき増減は昭和十年律令第五號に依る地租整理の結果である。

(イ) 有租地及無租地 (昭和十七年首現在)

有租地		無租地
田	畑	總
總	總	總
面積	面積	面積
百分比	百分比	百分比
一二、九五七・二 ^甲	三、一〇一・二	一八、〇五八・四
五四、〇四八・四	二二、四六七・七	七六、五一六・一
三三、一〇一・二	三、九三八・四	三七、〇八九・六
一、一〇三・〇	三〇〇・五	一、四〇三・五
一〇〇・〇	一・〇	一〇一・〇
四七・八	三・五	五一・三
二八・四	一九・〇	四七・四
一〇〇・〇	一〇〇・〇	二〇〇・〇
四七・五	四七・五	九五・〇
五三・五	五三・五	一〇七・〇

(口)

有租地及無租地比較

年首	面積	指數	面積	指數
大正	八二,三五五 ^甲	100	四二,九九九 ^甲	100
昭和	八三,七四七	103	四二,八七四	102
同	八三,八九九	103	四二,一七六	103
同	八三,八四四	103	四三,五八六	104
同	八四,二五九	104	四三,九六一	104
同	八五,三四一	105	四三,八三四	103
同	八六,一五八	106	四三,二八五	101
同	一〇〇,三九八	125	一九,六六六	47
同	一一,九四一	138	一八,二五五	43
同	一一,七二九	139	一七,八六三	43
同	一一,七四四	139	一八,〇八四	43
同	一二,七八八	155	一八,一五九	43
同	一二,八五二	155	一八,一六九	43
同	一二,九五七	155	一八,三九五	44

(臺北憲兵分隊檢閱濟) 昭和十二年七月十五日



國立公園山主高新るた見りよ山西



(昭和十三年七月十五日)
臺北憲兵分隊檢閱濟

(園公立國) 谷峽大コロタ

五山嶽

本島は帝國第一の高山である新高山を始め、海拔二千米以上のもの百四十二座を有してゐる。
 帝國の全領土を通じて三千米以上の高山は總數七十九座を算し、就中本島は六十二座を占め、内地は僅かに十七座を有し、朝鮮・樺太は共に之を缺いてゐる。即ち新高山は三千九百五十米を以て第一位を占め、富士山は漸く第九位に在り、内地第二の高山である北岳は第五十一位を占めるに過ぎない。

北	中	富	南	秀	新	南	マ	新	次	新
合	央	○	湖	姑	高	南	ボ	高	高	高
歡	尖	士	大	鬮	北	山	ラ	東	山	山
山	山	山	山	山	山	山	ス	山	山	山
三 九 七	三 七 五	三 七 六	三 七 七	三 三 三	三 八 六	三 八 九	三 八 三	三 八 四	三 九 三	三 九 五
										*
										順位
二	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
壽	新	雲	大	大	壽	シ	大	關	合	合
萊	高	峰	霸	雪	萊	ボ	水	水	歡	歡
主	西	山	山	山	山	ス	窟	山	山	山
山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山
三 五 六	三 五 五	三 五 九	三 七 〇	三 六 〇	三 六 五	三 六 〇	三 六 五	三 六 七	三 六 七	三 六 七
										*
										順位
三	二	〇	九	八	七	六	五	四	三	三

卓太郡東千卑南能菁白(桃)丹シ畢(新)桃東東智西	卓魯郡東千卑南能菁白(桃)丹シ畢(新)桃東東智西	社魯郡東千卑南能菁白(桃)丹シ畢(新)桃東東智西	閣大郡東千卑南能菁白(桃)丹シ畢(新)桃東東智西	主大郡東千卑南能菁白(桃)丹シ畢(新)桃東東智西	山山山山山山山山山山山山山山山山	三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三	二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二													
安東軍	白根	東侯	穗高	赤石	ウワノシ	マビノサン	ハイノトナ	鎗ヶ	間ノ	北ノ	カシ	白石	大武	屏風	前山	尖山	新高	能高	小關	
山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山
三三〇〇	三〇九三	三〇九五	三〇九三	三三二〇	三三三三	三三三七	三三七五	三三八〇	三三八九	三三九三	三三〇三	三三三六	三三三三	三三三四	三三三六	三三三七	三三三七	三三四三	三三五二	三三五五
六〇	九五	九五	七〇	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五	四九	四九	四七	四六	四五	四四	四三	四三	四三

六河川

荒川大嶽	西嶽大	御嶽	御嶽	關門山	大石公山	鹽見山	小雪山	仙丈岳	北嶽	望郷山	農鳥嶽	乘鞍岳	ブラクサン	南面山	聖嶽	雲水山
三三八三	三三七六	三三〇三	三三〇三	三三〇三	三三〇三	三三〇三	三三〇三	三三〇三	三三〇三	三三〇三	三三〇三	三三〇三	三三〇三	三三〇三	三三〇三	三三〇三
六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三
七二	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三

本表は第五十五回國勢一斑に依る。○は内地に在るものである。

本島の地勢は南北に長くして約四百料に及ぶも東西は幅員狭く其の最も廣き部分と雖も僅かに百六十料に過ぎない。且つ稍々東寄りに本島の脊梁を爲す中央山脈の高峰が南北に縦走するを以て、河川の發源は何れも近く上流は勿論、往々中流と雖も屈曲甚しく水流急激なるを以て舟楫の便は少いのである。而も下流に至るや河幅徒らに大で支流多く灌溉の便は多いが夏季豪雨の候ともなれば氾濫の禍を被ることは珍しくない。

次に本島に於ける河川の主なるものは濁水溪の百七十料が最長で、下淡水溪の百五十九料に亞ぎ、以下六十料以上のもは僅かに十六に過ぎない。

河名	所在地	流路延長 [km]	流域面積 [km ²]	順位
濁水溪	(臺中州、臺南州)	一七〇	三二四	一
下淡水溪	(高雄州)	一五九	三三〇	二
淡水河	(臺北州、新竹州)	一四四	二七〇	三
曾文溪	(臺南州)	一三七	二二二	四
大甲溪	(臺中州)	一三四	二七三	五
烏甲溪	(臺中州)	一三三	二〇七	六
大安溪	(新竹州、臺中州)	一三七	七九	七
北港溪	(臺南州)	一三三	七五	八
卑南大溪	(臺東廳)	一三二	一五六	九
秀姑巒溪	(花蓮港廳)	一七〇	一八〇	一〇
八掌溪	(臺南州)	一七〇	四七	一一
朴子溪	(臺南州)	一七〇	二九	一二
宜蘭濁水溪	(臺北州)	一〇五	一〇五	一三
急水溪	(臺南州)	一〇五	三五	一四
二層行溪	(臺南州、高雄州)	一〇三	三三	一五
頭前溪	(新竹州)	一〇二	五八	一六

本表は國土局土木課昭和十八年刊行土木專業統計年報に依る。但し六十料以下は之を省略した。

三 氣 象

一 氣 溫

北回歸線は本島南部嘉義市の郊外を通過し、以南は熱帶圈に屬するが故に内地に比すれば夏季長く、冬季短きも其の最高氣溫は敢て内地より高度ではない。而も冬季は頗る溫暖にして平地では領臺以來未だ曾て降雪を見たことはない。北部地方に於ては偶々霜を見る事があるも極めて稀にして結氷は改隸後僅かに數回に過ぎない。本島を南下するに隨ひ氣溫は漸次高まり南端の恒春地方は冬季と雖も溫暖なる日和が續き恒春の稱がある所以である。

而して冬季と夏季とは南北部に依つて天候上に著しい相違がある。即ち北部の冬季は北東季節風に運ばれて來る多量の水蒸氣が先づ北部の山嶽に觸れ連日の降雨となるが、漸次南下に隨つて水蒸氣の濃度を減じ、臺中以南に至つては北部と反對に却つて乾燥期である状態に在る。

季節風の強い時は海は荒れ、東海岸の花蓮港・臺東などは船舶の往來寄港にも困難を感じ、海上から市街を望み乍ら空しく通過することさへある。併し臺灣北東部方面の冬季の天候は始終さうかと云ふに必ずしも左様ではない。偶々支那、朝鮮等の方面を低氣壓が通過する場合に於て季節風は全く消えて基隆一帶の地方でも内地の春の様な天氣となる。

二 雨 量

臺灣全島を通じた一年間の平均雨量は大約二千五百耗で南北部に依つて其の降雨期が違ふのである。即ち北部は十月から翌年三月迄の六箇月は北東の季節風の影響を被り恰も内地に於ける梅雨の様で其の量は基隆附近が最も多い。之基隆港が「雨港」とも謂はれる所以である。而して一年間の雨量の約七割は此の期間に降下され基隆港附近の火燒寮では一年間實に六千餘耗の降雨があつて全島第一と稱せられて居る。

然るに南部の雨期は五月から九月に至る五箇月で雨の性質も自ら北部の霏々たる細雨と違ひ雷風に伴ふものが多く、短時間に驚くべき多量を降下する。阿里山では曾て一箇月に二千八百耗、唯の一日に千三十耗を降らしたのが之は世界でも珍しいことに屬する。南部の此の五箇月の雨量は全年の約八割を占め、大武山彙の中腹に在るクワルスでは年量五千二百餘耗を以て最も多く、浸水營の五千百餘耗之に亞ぎ、阿里山では約三千九百耗である。而かも其の有様は沛然として盆を覆へすが如く降雨時間の短いことは到底北部雨期の比ではない。

又全島中で最も降雨の少い地方は新竹・臺中・臺南の各州に於ける海濱と澎湖廳であつて就中澎湖廳の漁翁島の如きは一年間僅かに九百餘耗の雨量に過ぎない。

四 戸 口

一 總 戸 口

昭和十七年末現在に就きて觀るに總戸數百十一萬九千九百五十五戸で之を戸主の本籍・國籍に依り區別すると臺灣籍のものが最も多く九十九萬七千二百五十一戸（八割九分）を占め、内地籍のもの十萬六千二百一戸を以て之に亞ぎ總戸數に對し九分五厘に當つてゐる。其の他は外國籍のもの一萬六千二十五戸（一分四厘）と朝鮮籍のもの四百七十八戸である。次に總人口は六百四十二萬七千九百三十二人にして其の九割三分二厘は臺灣籍の者にして五百九十八萬九千八百八十八人であり、之に亞ぐは内地籍の者三十八萬四千八百四十七人（六分）、外國籍の者五萬五百五人（八厘）、朝鮮籍の者二千六百九十二人の順位である。

臺灣の籍別戸口（昭和十七年末現在）

總 數
内地籍
臺灣籍

戸 數	人 口		總 數 千分比
	男	女	
一一一、九九五	六四三、七三二	三三六、九九九	一〇〇〇〇
一〇、六三〇	三八、四四七	二〇、〇〇六	五九八
九、七三二	五九八、九八八	三〇三、四六六	九三二九

朝鮮籍
外國籍

朝鮮籍	四七六	二六九二	一〇三三	一六九	〇
外國籍	一、六〇三	五、〇五〇	三、三九四	一、八二二	七九

本表は本籍・國籍別戸口にして臺灣籍には内地及朝鮮に寄留の者、旅券受有者にして旅行中の者等をも含む。
第二六頁にある六 國勢調査の人口は十月一日に於ける現在人口にして一時現在者を含み一時不在者を除いて居る。

二 州廳別戸口

昭和十七年末の總戸數百一十一萬九千九百五十五戸を州・廳別に觀るに最も多きは臺南州の二十六萬七千三百六十七戸にして總戸數に對し二割三分九厘に當り、之に亞ぐは臺北州の二十四萬六千二百五十戸(二割二分)、臺中州の二十二萬九千五百二十戸(二割五厘)で以上三州は總戸數に對し六割六分四厘を占めてゐる。他は高雄州、新竹州の順にして三廳の戸數は少く之を合算するも六萬三千四百五十三戸に過ぎない。
而して昭和十七年末の人口六百四十二萬七千九百三十二人中最多なるは臺南州の百五十八萬七千五百十三人にして總人口に對し二割四分七厘を占め、之に亞ぐは臺中州の百四十一萬千八百四十六人(二割二分)、臺北州の百二十六萬六千九百七十四人(一割九分七厘)の順位である。三廳は少く之を合算するも三十三萬五千二百八十二人に過ぎない。

州廳別戸口 (昭和十七年末現在)

州廳	總戸數	實數	百分比	人口密度 (二方軒に付)
臺北州	一、二一九、九三五	六、四三、七三三	一〇〇.〇	一、七六七
新竹州	二、四、六二五〇	一、三六、六九四	一九.七	三、七二八
臺南州	三、三、四二一六	八、五、六三二	三三.三	一、八七四
臺中州	三、三、九五三〇	一、四一、一八六	三〇.〇	一、九二二
高雄州	二、六、七三三七	一、五、八七五三	二四.七	二、九二八
臺東州	一、七、八九九	九六、九九五	一五.一	一、六九五
花蓮廳	一、七、六一四	九七、〇五九	一五.一	二、七六
澎湖廳	三、三、五〇〇	一、六、七九二	二六.二	三、六三
澎湖廳	一、三、三三九	七、〇三三	二二.二	五、三六

三 都市別戸口

本島には昭和十七年末に於て十一市ある。戸口に就て之を觀るに其の第一位を占むるは臺北市の八萬千八百九十七戸・三十八萬三千六百五十人であり、之に亞ぐは高雄市の四萬五千二百一十一戸・十九萬七千八百九十七人、臺南市の三萬九百二十四戸・十五萬八千六百八十九人、基隆市の二萬三千三百四十九戸・十萬七千六百八十三人、嘉義市の二萬千四百五十六戸・十萬二千九百九十二人の順位である。以下は臺中、新竹、彰化、屏東、花蓮港、

宜蘭の順位になつてゐる。即ち次の通りである。

臺灣の都市別戸口 (昭和十七年末現在)

都市	戸數	總數	内地籍	臺灣籍	朝鮮籍	外國籍
臺北市	八、一八九七	三六、三三〇	二一、二六〇	二五、六九八	三三〇	一、七〇一
高雄市	四、五三二	一九、七八九七	四、〇五七三	一五、四八八	三七九	二〇六
臺南市	三、〇九四	一五、八六九	一、九三六	一三、五七五	二二〇	三、四九六
基隆市	二、三三九	一〇、七六三	二、六一九	七、六三〇	六二七	四、七二七
嘉義市	二、一四六	一〇、二九二	一、一五九	八、八六七	九六	一、八二四
臺中市	二、〇〇〇	一〇、二七三	一九九七	八、〇一四	一七	一、〇七七
新竹市	一、七三三	九、二六九	一、〇三二	八、一七三	一〇一	五、五九
彰化市	一、二七三	六、三〇三	三九八七	五、八四六	四七	五、三三
屏東市	一、二七〇	六、二八五	八五六二	五、二四二	六	一、一三一
花蓮港市	九三三	三、九一三	一、一六四	二、七二〇	一〇九	九〇〇
宜蘭市	七六〇	三、八九九	二六九七	三、五八七	三〇	三七五

四 高砂族の戸口

本島の原住民族である高砂族は文化の進展に伴れ漸次平地或は山脚地帯に住居を遷して

ゐるも大部分は未だ中央山脈の高山地帯に居住しタイヤル、サイセツト、ブヌン、ツオウ、パイワン、アミ及ヤミの七種族がある。昭和十六年末現在の社地名數は三百六十八、戸數二萬六千四百八十四にして人口十五萬九千五百九十四人を算してゐる。各種族中人口の最も多きはアミ族にして總人口の三割三分七厘を占め、パイワン族の二割七分七厘、タイヤル族の二割四分、ブヌン族の一割九厘等は順次に亞いでゐる。尙社地名數並に戸口の累年比較を觀るに戸數及人口は漸増し、社地名數は最近漸減してゐる。

(イ) 高砂族の種族別戸口 (昭和十六年末現在)

種族	戸數	總數	男	女	總數百分比
タヤ	二、六四八	一五、九五九	七、九五二	七、九六三	一〇〇
サイ	七、五〇〇	三、八四七	一、九〇九	一、九三三	二四・〇
イセ	二、九八	一、七九六	八九〇	九〇六	一・二
ブヌン	一、九八〇	一、七三五	八九二七	八四三八	一〇・九
パイワン	四、〇〇六	三、三六三	二、二七二	一、〇九一	一・五
アミ	八、八六四	四、四三〇	二、一〇七	二、三二三	二七・七
ヤミ	七、〇三六	五、三七四	二、六七六	二、六八八	三三・七
ミ	四、〇〇〇	一、七四九	九〇九	八四〇	一・二

(口)

高砂族の戸口比較

年	社地名數	實數	指數	戸數		人口	
				實數	指數	實數	指數
大正	一	六五四	一〇〇	二,二九二四	一〇〇	三,二七三六	一〇〇
昭和	一	六六九	一〇三	二,二八一	一〇四	三,三九二四	一〇八
元	一	七〇五	一〇八	二,二五二〇	一〇三	三,一六〇九	一〇七
元	一	七四〇	一三三	二,三三二七	一〇六	三,八六二七	一二三
五	一	七二一	一〇九	二,三九三五	一〇九	四,〇五五三	一二五
六	一	六九	一〇五	二,三九五四	一〇九	四,二四三六	一二六
七	一	六五二	一〇〇	二,四〇八〇	一一〇	四,四三〇三	一二八
八	一	五九五	九九	二,四四八〇	一一二	四,六九二四	一二〇
九	一	五九三	九九	二,四四九六	一一二	四,八四七二	一二二
〇	一	五六〇	九九	二,四六五一	一一二	五,〇五〇二	一二三
一	一	四八六	九九	二,五一九四	一一五	五,二三五〇	一二四
二	一	四九	九九	二,五三四三	一一六	五,四二五五	一二六
三	一	四〇六	九九	二,五六二七	一一七	五,五九二二	一二七
四	一	三九六	九九	二,五七三七	一一七	五,七四三九	一二九
五	一	三三	九九	二,六四二二	一二〇	五,八三三一	一三九

同	一六	三六八	五六	二,六四八四	一二二	一五,九五九四	一三〇
---	----	-----	----	--------	-----	---------	-----

五 居住外國人

本島に居住の外國人總數は明治三十八年末には八千二百二十三人にして、大正元年末には一萬七千九百二十九人に、大正九年十月一日施行の國勢調査の結果に依れば二萬四千四百六十六人に増加し、更に昭和十七年末現在に依れば五萬五千五百五人である。昭和十七年末現在に於ける外國人の國籍を觀るに、中華民國籍が其の大部分を占め五萬四百二十九人を算し、英吉利籍、西班牙籍等は順次之に並んでゐる。

人口(昭和十七年末現在)

總數	中華民國籍	英吉利籍	西班牙籍	亞米利加合衆國籍	泰國籍	ソヴィエト聯邦籍	伊太利籍
----	-------	------	------	----------	-----	----------	------

總數	男	女
五,〇五五	三,三二四	一,八三二
五,〇四九	三,三二六	一,八二三
三三	二二	一一
二〇	一六	四
九	二	二
三	二	一
二	一	一
四	二	二
二	一	一
二	一	一
一	一	一

和蘭籍 滿洲籍 獨逸籍 佛蘭西籍
 和蘭籍 滿洲籍 獨逸籍 佛蘭西籍

五 一 二 二 六

五 一 二 二 二

一 一 一 一 四

六 國勢調査

我が國に於ける國勢調査は明治三十五年國勢調査法の公布に依り確立され、明治三十八年を期し第一回調査の實施を決定したが、其の後日露戰役の勃發等に因り之を延期し、大正九年に至り始めて帝國全版圖に互り國勢調査が實施された。
 然るに本島に於ては明治三十八年及大正四年に臨時戶口調査の名目の下に事實上の國勢調査を施行し孰れも優秀なる成果を收めた。今本島に於ける國勢調査の結果を内外地と比較すれば次の如くである。

(イ) 實 數

帝國	昭和十五年	昭和十年	昭和五年	大正十四年
總數	1,077,110人	979,755人	909,603人	835,699人
内地	721,408人	695,418人	645,005人	597,683人

帝國	南洋	關東州	南關東	
朝鮮	島	州	太	
總數	2,332,637	587,208	41,481	1,673,946
	2,389,908	521,446	33,193	1,656,726
	2,105,835	459,237	29,516	1,331,011
	1,952,295	399,308	20,754	1,074,074
	1,952,295	399,308	20,754	1,074,074

(ロ) 内地府縣との人口比較 (昭和十六年十月一日現在)

千葉縣	1,606,000	1,908
南葉縣	1,500,000	1,869
長崎縣	1,380,000	1,174
岡山縣	1,340,000	1,103
愛媛縣	1,120,000	

神京大廣臺福川平八長釜吳仙靜札佐函清下和
 戶城連島北岡崎壤幡崎岡北島連城戶
 世 世
 館 館
 保 保
 山 山
 市市府市市市市市市府市市府市市市市市府市

九六、七三四
 九三、五四六
 六六、一三五
 三四、三九六
 三三、六四七
 三〇、六七三
 三〇、〇七七
 二八、五九六
 二六、一三〇
 二五、二六〇
 二四、九七三
 二三、八一五
 二三、三六〇
 二二、二九
 二〇、六二
 二〇、五九九
 二〇、三八六
 一九、七九八
 一九、六〇三
 一九、五二三

六 七 八 九 〇 一 二 三 四 五 六 七 八 九 〇 一 二 三 四 五

臺北縣 臺南縣 山形縣 和歌山縣 高松縣 富山縣 新川縣 石川縣 花壇港 臺東縣 澎湖縣 東京城 大阪府 名古屋 東京府 橫濱市

(ハ)

內地主要都市人口

(昭和十五年十月一日現在)

臺南縣	臺北縣	山形縣	和歌山縣	高松縣	富山縣	新川縣	石川縣	花壇港	臺東縣	澎湖縣	東京城	大阪府	名古屋	東京府	橫濱市
一三三,八八二	一三三,八八二	一三三,八八二	一三三,八八二	一三三,八八二	一三三,八八二	一三三,八八二	一三三,八八二	一三三,八八二	一三三,八八二	一三三,八八二	一三三,八八二	一三三,八八二	一三三,八八二	一三三,八八二	一三三,八八二
二六八六	二六八六	二六八六	二六八六	二六八六	二六八六	二六八六	二六八六	二六八六	二六八六	二六八六	二六八六	二六八六	二六八六	二六八六	二六八六

順位

熊	鹿	金	堺	尼	大	小	岐	仁	濱	小	岡	高	新	豐	臺	門	布	富	
本	須	兒	澤	崎	邱	倉	阜	川	松	樽	山	雄	湯	橋	南	司	施	山	
市	市	市	市	市	府	市	市	府	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市

一九、四三九	一九、三三八	一九、〇三七	一八、六二七	一八、二四七	一八、一〇一	一七、八九三	一七、三六九	一七、三三〇	一七、一六五	一六、六三六	一六、四三二	一六、三五二	一五、三六五	一五、〇九三	一四、七二六	一四、二三三	一三、八九七	一三、四七二	一二、七八五
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

大正
同元
年
末
五

(イ)

臺灣の人口比較

總數

男

女

指數

三三三、五七〇
三三九、六二九

一八〇、四〇一
一八六、七七一

一六三、〇六九
一七二、八八八

一〇〇
一〇五

七 人口の増加

大	德	松	高	室	高	姬	西
田	島	山	松	蘭	知	路	宮
市	市	市	市	市	市	市	市

一三、四三六	一一、九五八	一一、七三三	一一、二〇七	一〇、七六八	一〇、六四四	一〇、四三九	一〇、三七四
六	七	四	七	六	四	九	四

本島の總人口は明治三十八年末に於て三百十二萬人であつたが、大正元年末には三百四十四萬人に、大正十年末には三百八十四萬人に、昭和元年末には四百二十四萬人に、昭和十年末には五百三十二萬人に、昭和十七年末には六百四十二萬人に増加した。

同同同同同同昭同同大
和 正

一 一
〇九八七六五元〇五元年

出生
實數
一四、〇四九
一三、三七七
一六、一九七
一八、三六〇
二〇、六七三
二二、七三六
二二、四九二
三三、二五〇
三三、八七六
三三、五九五

指數
一〇〇
九五
一五
一三
一七
一五
一五
一六
一六

死亡
實數
八、四九三
一〇、二五九
九、一五三
九、三七〇
八、九六四
一〇、一〇七
九、九二五
九、八五七
一〇、五二六
一〇、六九五

指數
一〇〇
三三
一〇八
一一〇
一〇六
一一九
一二七
一二六
一二四
一二六

人口の自然増加
實數
五、五三三
三、二九
七、〇七四
八、九六〇
一一、七七八
一一、〇五九
一一、五〇七
一一、二八三
一二、五〇一
一二、九〇〇

指數
一〇〇
五
一七
一六
一一
一一
一一
一一
一一
一一

九 出生、死亡及人口の自然増加
臺灣の出生、死亡及人口の自然増加

同同同

一一一
六五四

四、九四六
四、六一二
四、四八六

三〇
三三
二七

八、三三
七、七一
七、三二

三五〇七
三九九
二六〇二

六
三
五

〇六
〇三
〇六

減してゐる。而して人口千に付ての婚姻率並に離婚率は兩者共に逐年減少の傾向を示してゐる。

婚姻及離婚

同同同同同同昭同同大
和 正

一一一
三二一〇九八七六元〇五元年

婚姻
件數
三、七九
三、七六四
四、〇八三
四、六七
四、二四六
四、三二二
四、四〇七
四、三三〇
四、六二九
四、五四七
四、八七三
五、一四二

指數
一〇〇
九
一〇八
一〇八
一〇三
一〇三
一〇六
一〇四
一〇六
一〇三
一〇三
一〇二

婚姻率
(人口千に付)
一一三
一〇七
一〇八
一一六
一一〇
一一〇
一一〇
一一〇
一一〇
一一〇
一一〇
一一〇

離婚
件數
五〇八二
五〇四二
四、六六
四、二二
三、八九
三、九八五
三、九四九
三、九八〇
三、八五一
三、八六一
三、六六一
三、五九九

指數
一〇〇
一〇七
九三
九二
九二
九二
九二
九二
九二
九二
九二
九二

離婚率
(人口千に付)
一三三
一三五
一〇四
一〇四
一〇四
一〇四
一〇四
一〇四
一〇四
一〇四
一〇四
一〇四

同同同同同同

一一一一一一

六五四三二一

三、四、〇、七、七
二、四、七、六、六
二、四、四、八、〇
二、四、二、三、三
二、三、七、四、七
二、三、三、〇、五

一、〇、六、三、三
一、〇、九、九、六
一、一、七、三、三
一、一、五、〇、四
一、二、六、三、九
九、九、九、八

二、三、七、七、五
三、八、七、〇、〇
三、三、二、七、七
三、三、九、二、九
一、四、二、三、三
一、五、三、四、七

二、三、七、七、五
三、八、七、〇、〇
三、三、二、七、七
三、三、九、二、九
一、四、二、三、三
一、五、三、四、七

二、三、七、七、五
三、八、七、〇、〇
三、三、二、七、七
三、三、九、二、九
一、四、二、三、三
一、五、三、四、七

二、三、七、七、五
三、八、七、〇、〇
三、三、二、七、七
三、三、九、二、九
一、四、二、三、三
一、五、三、四、七

澎湖	花東	臺南	高雄	臺南	新竹	臺北	總數
蓮港	東港	雄州	南州	中州	竹州	北州	
廳	廳	廳	州	州	州	州	數
一	三	三	七	〇	二	八	九
三	三	三	三	三	三	三	三
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡
支廳	支廳	支廳	支廳	支廳	支廳	支廳	支廳
市	市	市	市	市	市	市	市
街	街	街	街	街	街	街	街
庄	庄	庄	庄	庄	庄	庄	庄
蕃地	蕃地	蕃地	蕃地	蕃地	蕃地	蕃地	蕃地

本島の地方行政區劃は改隸以來幾多の變遷を経て大正九年九月一日時勢の進展に應ずる爲めに地方官官制に根本的改革を加へ從來の十二廳を五州二廳に改めたが、更に大正十五年七月一日澎湖郡を高雄州より分離して廳と爲し、現に(昭和十七年末現在)五州は之を十一市・四十五郡に分ち郡の下には五十二街・百八十九庄を置き、三廳は之を一市・六郡二支廳に分ち郡及支廳の下には四街・二十庄を置いてゐる。即ち次表の通りである。

五行政區劃

一行政區劃

二 警察官署及職員

地方警察機關は昭和十七年末現在に於て、州警察部五、廳警務課三、警察署十四、郡警察課五十一、支廳二、分室三十四、派出所及駐在所千四百六十五にして同職員は警視三十四人、警部及警部補五百二十七人、巡查七千三百三十六人、警手二千五百三十七人である。

警察官署	派出所及駐在所	警視	警部及警部補	巡查部長及巡查
總數	一四六	五	五七	七五
臺北州	二七	九	二九	一六
新竹州	二〇	三	三	一〇
臺南州	二四	六	七	三三
高雄州	二七	六	七	二八
臺東廳	三	一	三	一〇
花蓮廳	二〇	二	三	三三
澎湖廳	三	一	三	九

六 裁判及刑務

一 裁判

改隸當時に於ける司法事務は軍法會議若は地方行政官に於て便宜處理して來たが、後軍令を以て法院編成に關する法令を發布し、總督府に法院を置き、地方の要地に其の支部を設け、單獨の審判官を以て民事、刑事の訴訟を裁判せしめた。然るに明治二十九年民政を布くや總督府法院條例を制定し、始めて行政區劃に依る十五箇所の地方法院、總督府所在地に覆審法院、高等法院の三級審とした。明治三十一年高等法院を廢して二級審としたが、大正八年に再び地方法院、高等法院覆審部、高等法院上告部の三審制に復し、更に昭和二年に至り地方法院に單獨部と合議部とを設けた。

地方法院單獨部は判官一人の單獨制で高等法院上告部の特別權限及地方法院合議部の權限に屬する事件を除き、其の管轄區域内に於ける民事、刑事に付第一審の裁判を爲し、且非訟事件を取扱ひ略内地の區裁判所に相當する。

地方法院合議部は判官三人の合議制で、高等法院上告部の特別權限に屬する事件及單獨部の管轄に屬するものを除く外、其の管轄區域内に於ける民事、刑事に付第一審としての裁判並に第二審として地方法院單獨部の判決に對する控訴、決定及命令に對する抗告事件を取扱ひ略内地の地方裁判所に相當する。

高等法院覆審部は判官三人の合議制で、地方法院合議部の第一審判決に對する控訴並に

高等法院上告部の権限に属するものを除くの外、地方法院合議部が第一審として爲したる決定及命令に對する抗告に付て裁判し、内地の控訴院に該當するものである。高等法院上告部は判官五人の合議制で終審として上告、高等法院覆審部の決定及び命令に對する抗告並に地方法院合議部が第二審として爲したる決定及び命令に對する抗告等に付て裁判し、内地の大審院にも比すべきものである。尙各法院に檢察局を附置し、其の管轄區域は各法院と同様にして、各檢察局には檢察官を置き、檢察官は司法警察官を指揮監督し、刑事追訴を爲し其の裁判の執行を指揮監督する。現在高等法院は臺北市に、地方法院は臺北、新竹、臺中、臺南、高雄の各市に在り、地方法院の下には支部三箇所、出張所三十九箇所ある。

二 刑 務

本島に民政が施行せられるや始めて島内十三箇所に刑務所を設け地方廳に所屬せしめてゐたが、後數回の廢合變遷を経て明治三十三年臺灣總督府監獄官制が出来て、全島の刑務所を總督の直轄に移し、更に明治四十一年には臺灣監獄令の發布を見るに至つた。刑務所は現在臺北、臺中、臺南、新竹(少年)の四本所と宜蘭、花蓮港、嘉義、高雄の四支所である。

(イ) 在所人員 (昭和十七年末現在)

刑務所	總數	受刑者	被疑者及被告人	勞務留置者
臺北刑務所	四三三	一六六	一六	一三
宜蘭支所	一五三	三六	三	三
花蓮港支所	一〇三	九	三	五
臺中刑務所	二〇七	三九	三	五
臺南刑務所	八九	七五	三	三
嘉義支所	一〇七	九三	三	三
高雄支所	三〇七	二八	三	二
新竹少年刑務所	三三	一六〇	三	三
總數	一五九	四九	三	三

(ロ) 刑名別受刑者 (昭和十七年末現在)

刑務所	總數	無期懲役	有期懲役	有期禁錮	拘留
臺北刑務所	四三三	二七	四三三	一八	一
臺中刑務所	一六三	九	一六六	五	一
臺南刑務所	七五	三	七三	二〇	一
新竹少年刑務所	一四六	一	一三九	一	一
支所の事實は本所に合算した。	四九五	一	四四	一	一

七 教 育

一 學 校 教 育

本府に於ては領臺當初より本島人の教育に付ては特に意を用ふる所があつたが大正八年一月勅令に依つて臺灣教育令が公布せられ本島人教育の基礎が始めて整備したのである。其の後時勢の進展に伴ひ之が改善の必要を生じ、大正十一年二月臺灣教育令の公布を見從來内臺人に由つて系統を異にした本島の教育制度は始めて同一法令の下に統一せられ初等普通教育に小・公學校の別があり師範教育が多少異なる外内地の制度に依る事になつた。爾來十有九年臺灣の教育は此の教育令に依つて施設經營せられて來たのであるが、昭和十六年三月内地に於ける國民學校令の公布に即應して教育令の劃期的改正を行ひ本島に於ても初等普通教育は國民學校令に依ることとなり、茲に師範教育に於ける若干の差異を除き本島教育制度は大體内地と同様のものとなつた。

然るに昭和十八年三月内地に於ける教育制度の全面的改革に即應して臺灣教育令の劃期的改正を行ひ臺灣特殊の事情に依り特例を設ける必要あるものに付臺灣總督に於て別段の定を爲すものを除くの外は中學校、高等女學校及實業學校の教育は中等學校令に、師範教育は師範教育令中師範學校に關する部分に依ることとし更に高等學校及大學豫科の修業年限短縮に伴ふ措置を講じた。

尙本島に於ける初等普通教育は從來義務教育制度でなかつたが最近に於ける島民の向學

心の向上並に時運の要請に鑑み種々の準備を経て昭和十八年四月一日より義務教育制度を實施するに至つた。

昭和十六年度に於ては初等教育機關である國民學校（第一號表及第二、三號表に依るもの）千三校（内第一號表に依るもの分教場一、第二第三號表に依るもの百二を含む）、兒童七十二萬八千四百三十六人、高等普通教育機關である高等學校・中學校及高等女學校の三十九校・生徒二萬二千二百五十二人、師範學校の六校・生徒二千五百七十九人、實業教育機關である農林・農業・工業・商業の各學校並に實業補習學校の九十九校・生徒一萬九千二百四十七人、專門教育機關である帝國大學附屬專門部・高等商業學校・高等工業學校の四校・生徒千八十四人、帝國大學一校・學生二百五十八人、帝國大學豫科二校・生徒百五十五人、各種學校十一校・生徒二千八百十四人である。

臺灣の教育機關 (昭和十六年度)

學校	教員	學生・生徒・兒童	教員一人に付學生・生徒・兒童
帝國大學	一八四	二六	一・四
帝國大學豫科	二七	一五	九・二
帝國大學附屬醫學專門部	五	一六	三・三
帝國大學附屬農林專門部	一	一六	一六

高等商業學校	高等工業學校	高等學校	師範學校	中學校	高等女學校	農林學校	農業學校	工業學校	商業學校	實業補習學校	國民學校	盲啞學校	各種學校	幼稚園
1	1	1	6	9	3	4	5	8	9	1	150	2	2	9
30	5	5	15	57	44	7	9	180	192	58	110	26	17	3
357	370	160	257	198	97	109	156	332	349	1100	5007	340	284	837
96	63	28	256	332	339	225	166	223	183	204	592	232	159	261

學校(△は分教場)は年度末現在、教員・學生・生徒・兒童は三月一日現在、教員中には兼務者を含む。本表の他高砂族兒童教育機關として教育所が百七十九・兒童一萬三百十人を收容してゐる。

二 社會教育

本島に於ける社會教育は内地と略其の施設及び目的を同じくするが、從來主として國語の普及に努力せる點に於て多少其の趣を異にするものがある。今本島に於ける昭和十七年四月末現在の社會教育一斑を示せば次の如くである。

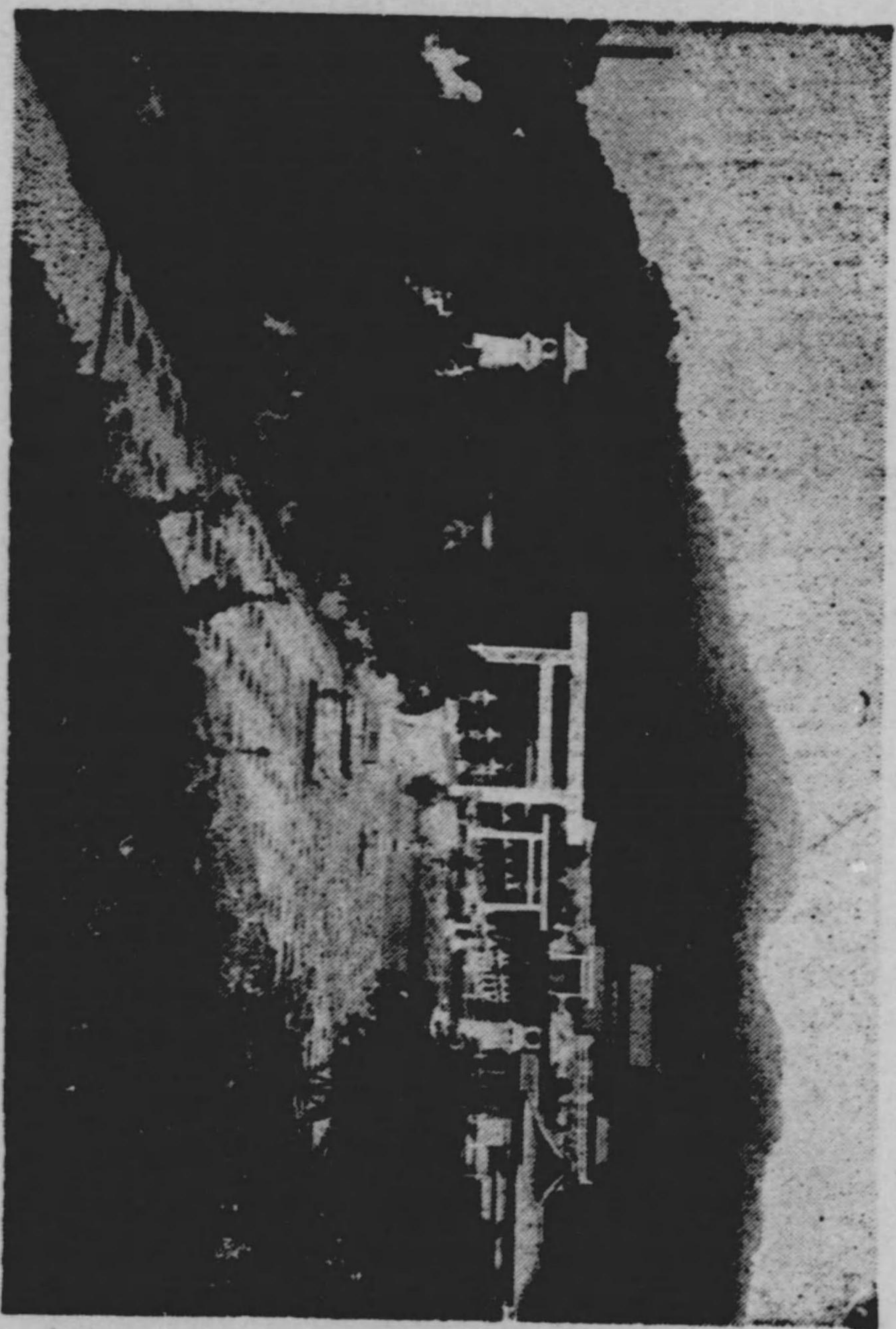
國語講習所	簡易國語講習所	特設國語講習所	國語保育園	青年學校	男子青年團	女子青年團	少年團	各種少年團
501	1059	778	277	5	92	92	93	93
28,553	24,692	5,264	7,035	396	3,261	3,261	6,186	6,186
249,426	38,720	85,741	33,926	3,744	3,261	3,261	10,101	10,101

部落教化施設
區會及び部落會
圖書館
博物館

團體數
三六二
館數
九

奉公班
六七〇三
藏書冊數
四〇、三三三
陳列點數
四、七五九

經費(圓)
三三、九三六
閱覽人員
一、七〇、三三三
觀覽人員
四、七五九



(昭和十二年七月十五日)
臺北憲兵分隊檢閱濟

社
神
灣
臺

八 神社及宗教

一 神社

本島に於ける神社は總て改隸以後の創建に係るもので昭和十七年末に於ては官幣大社一、官幣中社一、國幣小社二、縣社九、指定護國神社一、郷社九、無格社四十二で神職は全島を通じて八十人である。之等に參拜する島民は昭和十六年末に於て約千二百十六萬二千人に達してゐる。

右の各神社は島内主要都市に殆ど其の存置を見るのであるが、此の外に地方民の敬神尊皇の思想の現れと見るべきものに我國古來の神祇を勸請奉祀したる小設備の攝社又は末社一二、社一一六が島内各地に散在してゐる。

二 宗教

本島の宗教には改隸前より存在した宗教と改隸後に傳來した宗教とがある。改隸前よりの宗教には儒教・道教・佛教（齋教を含む）神佛又は祖先を祭祀する神明會、祖公會等と外國人より傳來した天主教會及長老教會がある。儒教・道教・佛教は教義相混合して特殊の民間信仰を形成し、舊慣信仰として廣く行はれてゐる。又基督教は本島人本位に布教し現在も多數の信徒を擁してゐる。

改譯後傳來した宗教には神道・日本佛教及内地移入の基督教がある。之等は主として内地人間に布教されて來たが、近來本島人に對する教化も漸次進展の状態にある。昭和十六年末に於ける本島の宗教の概況を示せば左の如くである。

宗教	箇所	僧侶又は 布教師	信徒
神道	一七〇		四三〇
佛敎	一三〇	二九	九六二五
基督教	二五	一五	七八二五
基督教	二五	二〇	七四七〇

本表の外に寺廟三千三百九十八、齋堂二百三十一、神明會六千二百八十六がある。

九 社會事業

本島に於ける社會事業は既に清國政府時代に於て可成り發達して居たのであるが領臺當時兵馬倥傯であつた爲め一時廢絶の状態にあつた。然し我が政府に於ても間もなく之が再興を企圖し著々調査を進め明治三十二年に至るや臺灣窮民救助規則を發布して事業の範圍を擴大し、同年更に臺灣罹災救助基金規則を發布して天災地變等の非常災害に備へしめ、昭和十七年一月三十日之を改正、救助の範圍を擴大し基金蓄積額を緩和し最低を五十萬圓とした。更に時局の推移に伴ひ昭和十七年八月十九日戰時災害保護法を本島に施行し非常災害對策の完璧を期した。別に行旅病人及行旅死亡人取扱法を施行し内地と同じく行旅病死者救濟の道を啓き、大正七年には軍事救護法を實施したる處昭和十二年軍事扶助法と改稱、その内容を一新し傷病兵、其の家族若くは遺族又は下士官兵の家族及遺族を扶助することゝなつた。次で大正十一年には感化法の一部、昭和九年には少年救護法の一部を施行した。更に時局推移に伴ひ本島にも庶民階級の住宅拂底を來したるを以て昭和十六年十一月臺灣住宅營團令を施行住宅對策に萬全を期して居る。

斯くして本島の社會事業は右法令の實施に基き其の施設に整備充實の度を加へると共に社會状態の變遷に伴ひて更に經濟保護事業（職業紹介・公設質舖・授産・住宅供給・簡易宿泊所等）、兒童及婦人保護（兒童保育及養育・兒童健康相談所・公益産婆等）、教化事業（釋放者保護・習俗改善・人事相談所等）の施設經營にも著手し逐年其の實績を擧げてゐる。昭和十六年七月末現在に於ける本島の社會事業施設中主要なものを示せば次の如くである。

一〇 水利事業

本島の氣候風土は自ら稻、甘蔗等に適してゐるから之を助けるに水利灌溉の設備を以てすれば荒地を化して美田となし、年一回の收穫を二回に進め、在來の品種をも改良して優良種とし、其の産額を増加することも難くはない。それで埤圳の必要は夙に島民間に認められ、開築の古いものには二百年を経過し、灌溉面積の廣いものには一萬甲を超えるものさへあつた。

然し其の効果を一層大にして前記の諸目的を遺憾なく達成しやうとすれば勢ひ其の規模を一層大きくせねばならぬが、これには民間に委するのみでは不可能で官設埤圳の必要が生じて來る。依つて總督府は帝に灌溉事業の保護監督をなすのみでなく、進んで其の施設經營に當ることとなり、明治四十年度に二十二萬圓の豫算を以て埤圳改良工事に著手し、次いで四十一年度に官設埤圳の制を設け十六箇年繼續事業として三千萬圓の豫算を以て總督府が直營し來つたが、嘉南大圳へ千二百萬圓を補助することとした結果、大正十四年度に至る十八箇年間の豫算千九百五十七萬九百三十圓に改訂し同十五年に至り全部の竣功を見るに至つた。

次に公共埤圳に就て觀るに改隸以前に於ける埤圳の施設經營等は凡て關係民の協力に俟ち政府は直接之に干渉することがなかつた。然し其の生産上の必要により明治三十四年に公共埤圳規則を定め、公共の利害に係はる埤圳に對しては特に管理上の監督をなすこととした。此の規則に於て公共埤圳と稱するのは田畑灌溉の爲めに設けた水路溜池及び附屬物

にして行政官廳に於て公共の利害に關係ありと認定したものを云ふのであつて、明治三十四年度に於て其の數二十一、灌溉面積一萬八千三十八甲に過ぎなかつたが、年々認定の數を加へて大正十一年四月一日現在では其の數百十五、灌溉面積二十二萬七千二百二甲（排水區域の面積を含む）に達した。然るに水利組合に組織を變更した爲めに昭和十七年三月末日現在に於て公共埤圳組合の數は一となり、灌溉排水面積十三萬九千九百六十七甲となつた。而して水利組合の數は四十九、其の灌溉面積は三十九萬八千七百二十六甲である。尙ほ公共埤圳の認定を受けない埤圳又は水利組合の經營でもない單に私人經營の埤圳（所謂認定外埤圳）ではあるが、其の施設は水利及び土地に及ぼす影響が相當にあるので之が管理に就ては施設者又は埤圳關係者が直接之を爲すものなるも新設に關しては行政官廳の認可を受けしめる事とした。其の數は昭和十七年三月末現在で三百九十、此の灌溉面積（排水面積を含む）は二萬一千二百四十八甲である。

總	埤圳數	面積	百分比
水利組合	49	3,988,262	100.0
公共埤圳組合	1	3,977,366	71.2
認定外埤圳	390	3,996,717	100.0
		2,224,816	55.8

一一 農業

一 農業戸口

昭和十六年末に於ける農業戸数は四十四萬百五戸、農業人口は三百六萬九千九百八十九人にして一戸當耕地面積は二甲一厘に當る。

縣	戸數	人口	一戸當耕地面積 ^甲
臺北州	四、九三〇	三六、八九九	二〇一
新竹州	五、三三九	三六、八四九	一九五
臺中州	一〇、七八四	四三、四三九	二九二
臺南州	一五、三四六	七六、五三三	一六五
高雄州	六、九九二	八八、三五九	二〇四
高雄廳	七、九三	四五、三〇四	一八六
花蓮廳	一、〇一五	五、五四六	二二七
澎湖廳	八、二六五	六、五〇八	二七三
澎湖廳	八、二六五	四、三九三	〇八九

二 耕地面積

昭和十六年末に於ける耕地總面積は八十八萬六千百十八甲にして内、田五十四萬四千三





ナ ナ バ

百六十七甲、畑三十四萬千七百五十一甲にして、其の割合は田六割一分、畑三割九分である。

總數	耕地面積 (單位甲)		百分比	
	田	畑	田	畑
八八、六一八	五三、四六七	三四、一七一	100.0	100.0
九、六三四	五、九〇三	三、七二九	100.0	100.0
一五、五七九	九、〇二六	六、五五三	100.0	100.0
一七、八三〇	一一、〇三九	六、七九一	100.0	100.0
二七、二六三	一九、九一九	七、二七三	100.0	100.0
二二、九六六	七、二九三	五、七〇三	100.0	100.0
一七、九九五	七、九四二	一、〇〇三	100.0	100.0
二、七八八	一、一〇五	一、六七三	100.0	100.0
七、三九九	一	七、三九九	100.0	100.0

三 農 産

昭和十六年中に於ける農産物(畜産物及蠶繭を除く)の總生産價額は四億八千三百六十三萬圓にして内、普通作物の二億九千二百二十八萬圓が最も多く、總生産價額の六割に當り、特用作物の一億二千九百七十六萬圓(二割七分)之に亞ぎ、園藝作物の六千二百五十九萬

中、豚は九十萬頭(九割四分)、牛は三萬頭(三分)であるから本島に於ける家畜産業は主として養豚業であると云つても過言ではない。更に昭和十六年末現在の家禽價額に就て觀るに總價額二千四十萬圓中、鶏は千三百七十四萬圓(六割七分)、鶩は四百九十一萬圓(二割四分)である。而して牛乳の生産價額は百四十萬圓である。

家畜	年未現在頭數	生産頭數	屠殺頭數	斃死及撲殺頭數	現在頭數百分比
牛	15,918	9,885	8,333	10,316	100.0
總數	30,918	2,576	2,933	4,219	100.0
水牛	25,755	2,082	1,908	3,822	17.0
黄牛	4,163	3,393	725	633	2.8
雜種牛	830	1,300	800	209	0.5
其他	138	28	1	5	0.1
豚	225,825	89,687	98,632	98,632	76.3
總數	108,748	86,187	78,882	93,361	86.0
雜種豚	6,149	1,937	438	573	0.9
本島豚	102,599	1,543	78,444	92,788	85.1
洋豚	1,000	3,503	2,599	2,692	3.4
山	133	133	1	2	0.0
緬	133	133	1	2	0.0
鹿	577	577	1	3	0.0

家畜	年未現在羽數	價額(圓)	價額百分比
鶏	79,089	2,098,839	100.0
鶩	53,659	1,374,334	67.4
七面鳥	39,185	490,732	24.1
蜂	34,302	141,197	6.9
牛乳(生産)	5,873	3,562.6	1.6
蜂蜜(生産)	1,430石	1,430.8	0.07
牛皮(生産)	11,894斤	9,245	0.45
生皮(生産)	8,492枚	15,466	0.75

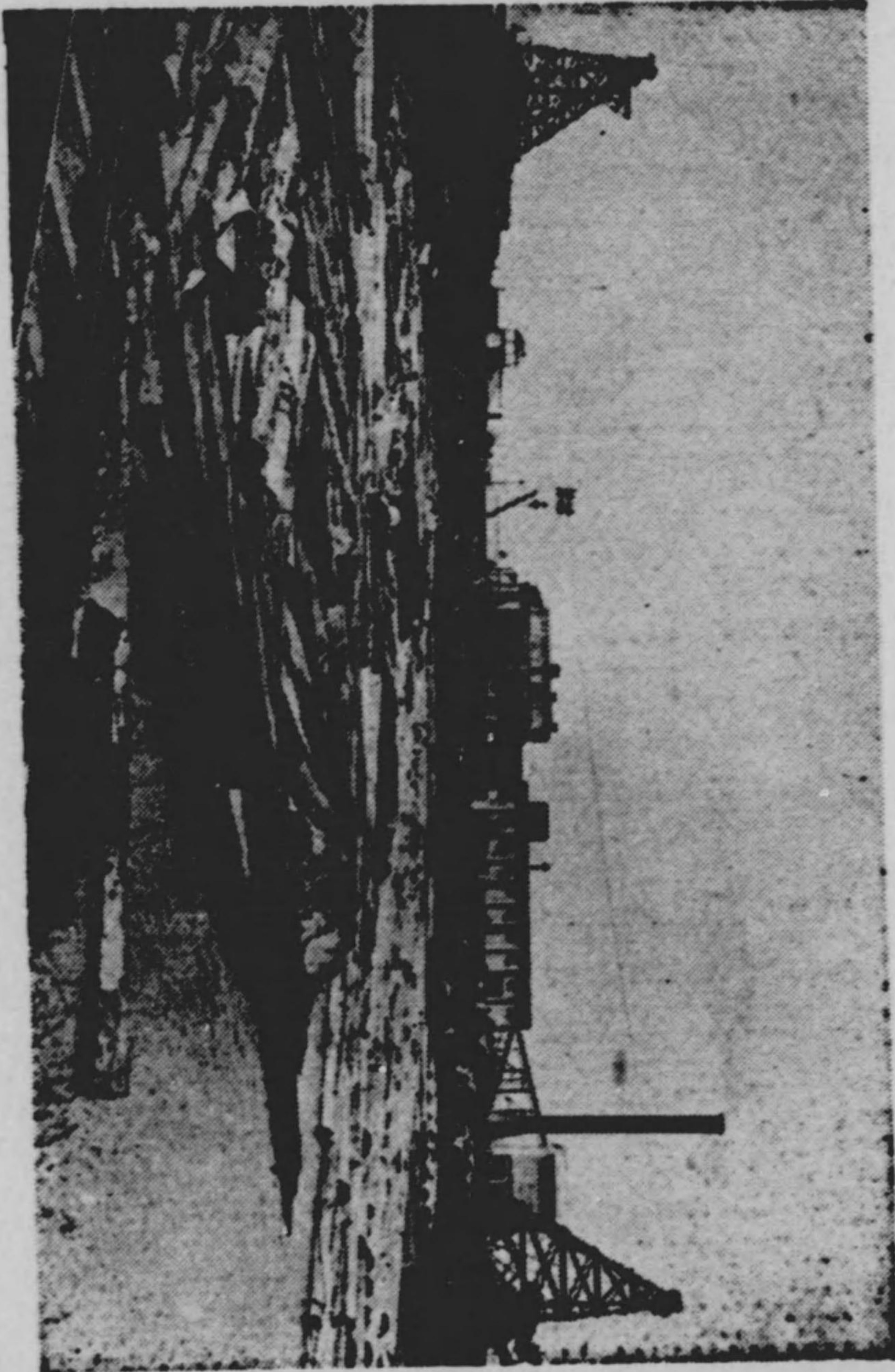
二 林 業

一 林野面積

昭和十六年末現在の林野面積は二百三十七萬甲にして内、森林は百八十二萬甲（七割七分）、原野は五十五萬甲（二割三分）である。尙林野面積を本島の總面積三百七十萬七千六百五十七甲に比すれば實に其の六割四分を占めてゐる。次に本島の林野面積を所有者別に觀れば森林及原野とも國有が最も多く、前者は森林總面積の八割八分、後者は原野總面積の九割四分を占め、之に亞ぐは私有にして公有は最も少い。

(イ) 林野面積 (單位甲)

國 公 私	有 有 有 數	總 數	森 林	原 野	森林原野別百分比		所有者別百分比	
					森 林	原 野	森 林	原 野
		三三、二四三	一八、二二六	一五、二二六	七六・八	三三・二	一〇〇・〇	一〇〇・〇
		三二、一三三	一五、九七八	一六、六五一	七五・六	二四・四	一〇〇・〇	九三・六
		一、八八六	一、六三七	二、六三九	八六・〇	一四・〇	〇・九	〇・五
		二、四〇二	二、〇七九	三、二八六	八六・五	一三・五	一一・四	五・九



(場木貯) 場工材製義嘉

(昭和十三年七月十五日)
東北憲兵分隊檢閱演習

昭和十六年に於ける林産物生産總價額は四千六萬圓を算し内、用材の二千五百五十萬圓が第一位を占め、總價額の五割四分に當り、森林副産物の四百七十一萬圓(一割一分)、木炭の五百八十五萬圓(一割五分)、薪の四百三十六萬圓(一割一分)、竹材の三百六十四萬圓(九分)は順次に並んでゐる。

二 林 産

總	新臺	臺南	臺中	臺南	高臺	花臺	澎湖	總
數	州	州	州	州	州	州	州	數
(口)	北	中	南	東	臺	花	澎	
總數	北	中	南	東	臺	花	澎	總
三、七、四、四一	三、八、三、九〇	二、五、一、一〇三	四、九、二、七、八四	二、一、〇、七、一一	三、七、九、三、九五	三、〇、四、七、一九	四、〇、三、六、五九	一、八、二、一、二、九
甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲
一、八、二、一、二、九	二、八、四、四、四九	二、三、六、九、〇八	三、五、八、四、六四	一、三、九、九、二五	二、六、八、二、一九	二、六、二、九、〇七	二、八、九、九、二八	四、一、六、
原野	原野	原野	原野	原野	原野	原野	原野	原野
五、三、三、六	四、三、九、五二	二、四、九、四	三、四、三、三〇	八、〇、七、九六	二、一、〇、七、六	四、一、八、三	二、七、三	二、三、九、六

地方別比較 (昭和十六年)

更に之を種類別に観るに用材に在りては素材の千四百一萬圓(三割五分)、森林副産物に在りては青果類の百五萬圓(二分六厘)、竹材に在りては桂竹の百七十八萬圓(四分五厘)が何れも其の第一位を占めてゐる。

林産物 (昭和十六年)

林産物	生産數量	生産價額(圓)	百分比
素材	一六八、三三三石	四〇六、三九三	一〇〇
製材	一〇四、九九六石	二二〇、四四一	五七
其他材	二九、一〇五石	一〇〇、七一三	二五
林副産物	三四、八二六石	五二、四七三	一三
箭	三〇、二七七一疋	三三、四三三	八
姜	九三、三七三疋	四七、〇八七	一二
薯	八五、三二九疋	九六、七四九	二四
アベマキ	六七、一七五疋	一九、三四七	五
相思樹乾	三三、三五七疋	三、四四八	一
相樹乾	一五、二〇七疋	一、〇八三	〇
楸	三三、一六九疋	九、〇三三	二
楸皮	三三、一六九疋	三三六	〇
楸皮	三三、一六九疋	四八八	〇

竹木薪

竹木薪	生産數量	生産價額(圓)	百分比
愛玉子	九八、一五五疋	四〇六	〇
其他の織維	三四、七二六疋	一四、七五七	〇
香料用茅	一〇七、八五九疋	三、一〇五	〇
青果類	三三、七六三疋	一〇、〇〇九	二
魚子類	六、四九一疋	四、九二〇	〇
種子類	一〇、六六三疋	五、八八六	〇
石類	一六九、二〇七疋	九、四八〇	二
灰	一三〇、六七九疋	七、九三三	〇
月桃皮	三、八九七疋	一、八三六	〇
竹皮	八〇〇、九四三疋	八、一〇五	〇
雜草及萱草	二四三、八〇九疋	一〇、六一六	〇
籐	三三、八五〇疋	九、六七七	〇
棕櫚	一七、八四四疋	一〇、三六二	〇
檳榔實	八、五五五疋	八、七一八	〇
其他の土石	二、九五六疋	四、七〇五	〇
其他	九、〇九一疋	四、三〇八	〇
炭	四、八六四本	五、八五八	〇
材	三、五四〇本	三、六〇九	〇
竹	三、五四〇本	一、七三〇	〇
竹	二、四七二本	一、〇六九	〇
桂	二、四七二本	一、〇六九	〇
刺	二、四七二本	一、〇六九	〇

其の他の水産動物	貝類	魚類	沿岸漁獲物	鯨類	機船底曳網漁業	トロール漁業	沖合漁業	洋漁業	遠洋漁業
----------	----	----	-------	----	---------	--------	------	-----	------

133,971	33,976	900,235	10,171,000	11,011	9,050,772	2,572,322	14,940,000	2,586,339	10,017,551
---------	--------	---------	------------	--------	-----------	-----------	------------	-----------	------------

23	06	166	196	00	167	48	277	253	1000
----	----	-----	-----	----	-----	----	-----	-----	------

(イ) 水産物 (昭和十六年)

昭和十六年の水産總價額は五千四百三萬圓を算し内、遠洋漁獲物の二千六百五十八萬圓が第一位を占め、總價額の四割九分に當り、沿岸漁獲物の千六十一萬圓(二割)、魚介類養殖の九百八十八萬圓(一割八分)、水産製造物の六百九十五萬圓(一割三分)は順次之に亞いでゐる。

一三 水産業

其觀矢孟絲長麻
の音 宗 枝
他竹竹竹竹竹竹

101,537本
101,310本
13,887本
5,103本
11,400本
4,550本

26,037
15,011
10,230
8,427
2,171
3,210
1,418

07
06
03
02
01
01
00

一四 鑛業

本島に於ける金屬鑛物は極北部より東部に限られ、石炭は北部を主とし中部之に亞ぎ、石油は北部及中部に産し其の中心地は次第に南下の傾向に在る。

昭和十六年末に於ける稼業鑛區數及面積を觀ると稼業鑛區數は四百十區、面積は一億四千六百十二萬坪にして前年に比し前者は十七區、後者は百五十七萬五千坪の孰れも減少である。之を種類別に觀ると鑛區數に在りては石炭の三百五十一區が最も多く總鑛區數の八十六%を占めて居り、以下砂金の二十三區(六%)、石油の二十二區(五%)等の順位である。面積に在りても亦石炭の一億四萬坪(六十九%)が最も多く、以下石油の三千八十八萬三千坪(二十一%)、金銀銅硫化鐵鑛の五百五十一萬三千坪(四%)、砂金の四百三十九萬二千坪(三%)等の順位である。

稼業鑛區數及面積 (昭和十六年末)

鑛種	稼業鑛區數	同上百分比	稼業坪數	同上百分比
砂金	23	1000	4,390,000	1000
金	1	57	49,237	30
金	1	3	1,389,550	12
銀	2	3	1,756,680	12
銅	1	3	1,232,780	7
鐵	1	3	1,232,780	7
硫化鐵	1	3	1,232,780	7
鑛	1	3	1,232,780	7

鑛種	稼業鑛區數	同上百分比	稼業坪數	同上百分比
砂金	23	1000	4,390,000	1000
金	1	57	49,237	30
金	1	3	1,389,550	12
銀	2	3	1,756,680	12
銅	1	3	1,232,780	7
鐵	1	3	1,232,780	7
硫化鐵	1	3	1,232,780	7
鑛	1	3	1,232,780	7
炭	1	3	1,232,780	7
油	1	3	1,232,780	7
黃	1	3	1,232,780	7
綿	1	3	1,232,780	7

一五工業

一 工業總額

昭和十六年の工業生産總額は六億四千六百七十七萬圓にして前年に比し千七百六十三萬圓の増加である。之を業種別に觀ると食品工業の四億二千五百七十二萬圓（六十六%）が第一位を占め、化學工業の六千二百八十五萬圓（十%）、其の他の工業の四千八百六十二萬圓（八%）、機械器具工業の二千九百萬圓（五%）、鑛業の二千二百八十七萬圓（四%）、金屬工業の千九百二十八萬圓（三%）等順次之に亞いでゐる。

次に生産品別に觀ると砂糖の一億九千十二萬圓（二十九%）は工業生産總額の半數近くを占め、以下順次糖蜜の三千九十四萬圓（五%）、蜜餞及菓子類の二千二百八十三萬圓（四%）、再製茶の二千二百二十一萬圓（三%）、罐詰の千九百七十三萬圓（三%）等が主なものである。

工業物（昭和十六年）

紡織	織	工業物	生産價額(圓)	百分比
			六四、六六、七〇、七	100.0
			一、二七、三六三	一七
			八、九、九、九六	一四

メリヤス製品	絲	其	金	機	煉	煉	陶	其	化	肥	紙	香	植	木	精	其	農	材	印
類	の	の	工	具	瓦	瓦	磁	の	工	料	水	油	炭	性	樟	の	品	及	刷
他	業	業	業	業	業	業	器	他	業	業	水	油	炭	性	樟	の	品	及	刷

一三三、三四八七	六〇、七、六三〇	五、一〇、三三七	一九八、一四六八	二八九、六八七三	三三六、九二四九	二九四、六八二九	二四八、七一二五	五八、九七八二	六四、五、五二	六八、五、四七九	一九三、八三八九	一三三、二、六七〇九	二四六、八九六七	五二五、八九九四	五八五、四、五八六	三三九、四、六六五	一四三、九、二四一九	一六八、五、五八四七	一〇三〇、二、九一九
〇・一	〇・一	〇・一	三・〇	四・五	三・五	二・〇	〇・四	〇・一	一・〇	九・七	三・〇	二・〇	〇・四	〇・八	〇・九	二・三	二・七	一・六	

食料品工業
 砂糖(稅抜)製
 再製
 糖類
 蜜類
 蜜餞及菓子類
 麵類
 味噌及醬油
 味噌及醬油
 麥酒及清涼飲料水
 製氷
 其他
 裁縫
 帽及細工
 竹及籐
 藥製
 皮革製
 紙製
 其他

四、三七一、八四九	六、八
一、九〇二、七〇六	二、九四
二、三三、四八〇	三、三
一、九七、五三九	三、二
三、〇九、四七九	四、八
二、八三、四〇三	三、五
七、八、一四八	一、二
九、八、三九二	一、五
八、六三、〇〇三	一、三
八、一〇、九九七	一、三
二、〇一、〇〇八	〇、五
一、〇九、七〇六	一、六
四、八、一、七七一	七、五
三、三、二、八二六	一、九
四、〇、五、二一九	〇、六
三、七、六、四六九	〇、六
四、四、二、四〇八	〇、七
二、九、八、八六七	〇、四
一、八、九、〇三五	〇、三
一、九、三、二、四二七	三、〇

二 製 糖

本島の糖業は領臺當時其の栽培製糖共に幼稚にして僅々八、九十萬擔の粗糖を製産するに過ぎず、其の需要の四分の三は海外の供給に俟つ状態であつた。茲に於て糖政の確立、糖業獎勵規則の制定、製糖場取締規則の公布、蔗苗取締規則の施行其他諸種の糖業研究機關の設置等に依り爾來顯著なる發展をなしたのであるが其の後時勢の進展と國運の隆盛は糖業に付て更に一段の發展を期待されるので從來の製糖場取締規則では到底此の新事態に將來の發展に對應することは困難なる情勢に立到つたので昭和十四年十月新に臺灣糖業令を制定し製糖場取締規則は廢止された。即ち明治三十七—三十八年期に於ては八十二萬六千三百擔を産するに過ぎなかつたものが、大正九—十年期には四百二十一萬二千二百擔、即ち五倍の産額を見るに至り、昭和十五—十六年期に於ては公稱資本金二億九千二百六十七萬圓、作業工場數百十五を有し、其の製糖高は千三百五十七萬七千七百七十四擔に達した。内新式製糖會社の數は帝國製糖會社及新興製糖會社が併合されたるに因り六(但し臺東製糖會社は昭和十八年九月一日に明治製糖會社に併合されたに因り現在五である)にして工場數五十、その製糖高は千三百三十二萬八千二百三十五擔である。

昭和十五—十六年期	公稱資本金	工場數	製糖高	製糖高百分比
新式製糖會社	二、九、〇、〇〇〇	五〇	一、三、三、八、〇〇〇	九六・一
	二、八、七、〇、〇〇〇	一一三	一、三、七、七、七〇〇	一〇〇・〇
	二、八、四、九、〇〇〇	五〇	一、三、三、八、〇〇〇	九六・一

臺灣製糖	六、四三〇	二四	三、五四、〇〇七	二六二
明治製糖	五、八〇〇	七	二、九三、六八三	二二六
大日本製糖	九、六一七〇	二〇	四、五六、五七六	三三六
鹽水港製糖	六、〇〇〇	七	二、〇七、六五八	一五三
臺東製糖	三、〇〇〇	一	一、三、九四五〇	一〇
三五公司	三、五五〇	一	七、〇一四八	〇五
改良糖廠	二、五〇〇	六	一、〇、六六三	〇八
舊式糖廠	?	五	一、四、六六六	二

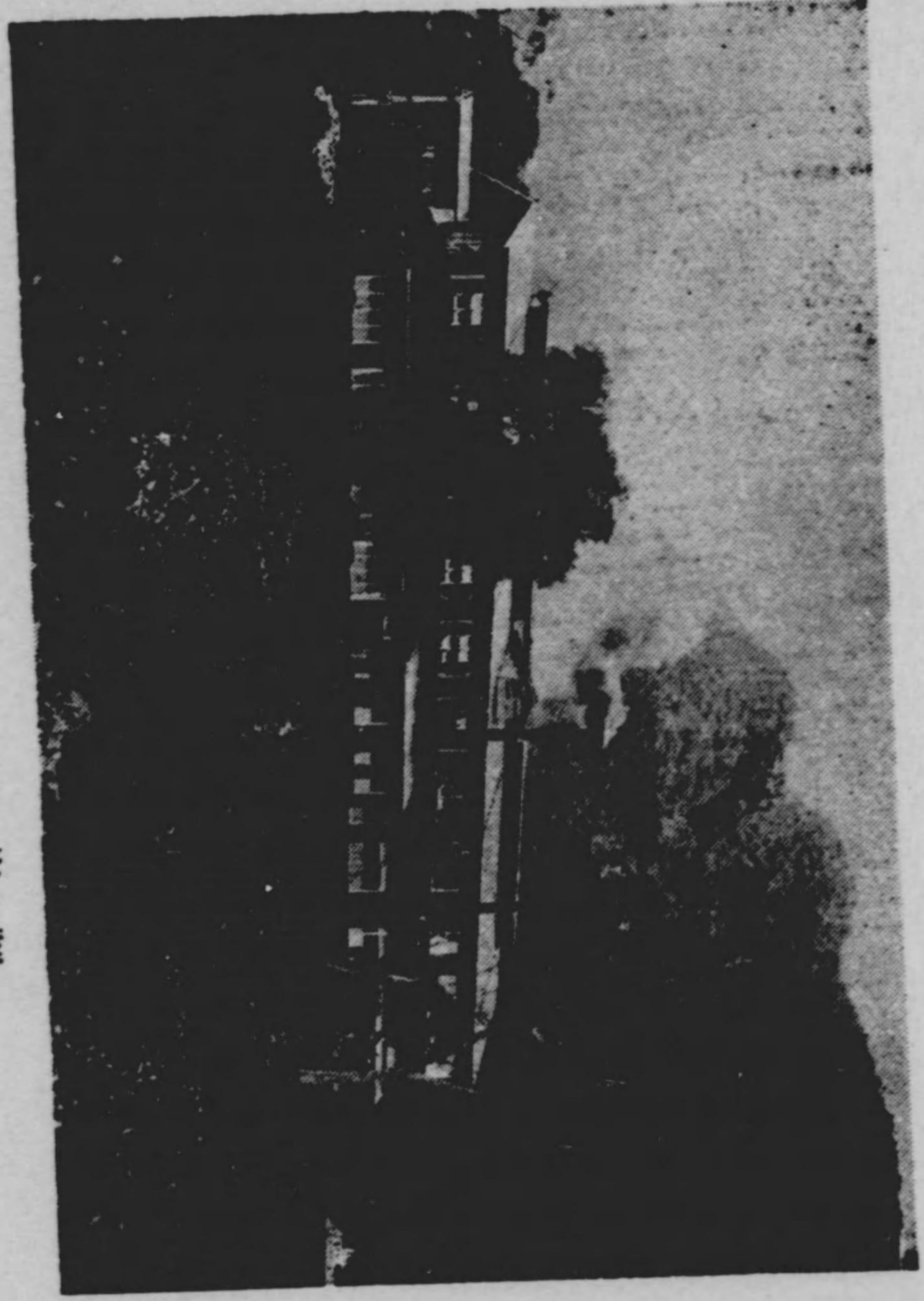
昭和十五年—十六年期とは昭和十五年十一月より同十六年十月に至る期間を謂ふ。

三 再製茶

昭和十六年に於ける再製茶生産額は二千二百二十一萬五千圓にして臺北州の千九百二十九萬八千圓が最も多く總生産額の九十一%を占め、新竹州の百六十四萬二千圓(七%七)、臺中州の二十六萬千圓(一%二)、高雄州の一萬四千圓の順位である。

次に種類別に観ると紅茶の千二百十五萬三千圓が最も多く總生産額の五十七%三を占め、包種茶の八百九十四萬六千圓(四十二%二)、烏龍茶の九萬千圓は順次之に亞ぎ、最も少きは綠茶の二萬五千圓である。

(イ) 州 廳 別 (昭和十六年)



(知茶は面前) 場 工 茶 製

綠烏包紅^總

龍種

茶茶茶茶數

數量(斤)
一八三,七三三
九四,六六七
八四,三三五
一〇三,二五〇
一五,一〇〇

價額(圓)
三三,四八〇
二二,五二八
八四,六二六
九〇,九九九
二,四八八

百分比額
一〇〇
五七
四三
四〇
一〇

高臺新臺^總

雄中竹北

(口)州州州州數

種類別

(昭和十六年)

數量(斤)
一八三,七三三
一六六,五七三
一五七,七六六
一〇三,三七六
一〇,三九九

價額(圓)
三三,四八〇
一九九,八一七
一六四,一九三
二六,〇七三
一,三七八

百分比額
一〇〇
九〇
七七
二三
一〇

一六商業

一物價

本島に於ける物價指數の趨勢を觀るに、昭和四年の平均基準を百とし本島の代表的都市である臺北市に於ける主要生活必需品の卸賣及び小賣物價指數を示せば次の如くである。

(イ) 卸賣物價指數 (昭和四年基準)

種別	昭和十六年	同十五年	同十四年	同十三年	同十二年
食料品	153.2	135.8	141.9	126.0	123.3
長梗米	148.2	134.4	131.1	124.0	123.1
蓬萊米	148.4	129.1	149.0	108.8	107.7
大豆	187.1	176.6	133.4	87.9	89.3
小豆	331.4	190.6	155.8	155.0	130.8
麥粉	181.0	181.0	160.1	97.6	83.6
猪肉	226.0	220.5	220.5	95.5	87.2
猪肉	226.0	220.5	220.5	96.1	89.2
豚肉	226.0	220.5	220.5	96.1	89.2
黃牛	226.0	220.5	220.5	96.1	89.2
家鴨	226.0	220.5	220.5	96.1	89.2

調味料

食味醬白分
鹽噌油糖
蜜

品

87.8
158.5
121.2
130.0

87.8
163.9
99.9
127.4

87.8
127.7
99.9
123.9

87.8
99.2
91.4
107.2

87.8
99.0
99.1
103.8

87.8
99.0
99.1
103.8

打晒木
綿スリ
白綿

品

200.0
100.9
224.3

183.5
233.4
179.1
236.6

148.8
222.4
177.2
256.6

127.7
168.0
127.5
221.2

100.7
100.4
76.0
104.1

100.7
100.4
76.0
104.1

石

品

192.8
155.1

299.8
154.4

339.2
149.7

180.4
277.1

133.5
127.7

133.5
127.7

石

品

192.8
155.1

299.8
154.4

339.2
149.7

180.4
277.1

133.5
127.7

133.5
127.7

木

品

192.8
155.1

299.8
154.4

339.2
149.7

180.4
277.1

133.5
127.7

133.5
127.7

薪

品

192.8
155.1

299.8
154.4

339.2
149.7

180.4
277.1

133.5
127.7

133.5
127.7

次に營業別社數を觀れば各種會社を通じ商業が最も多く、株式會社に在りては五百四十二社、有限會社に在りては二十一社、合資會社に在りては三百四十六社、合名會社に在りては七十五社である。
更に資本金又は出資額を觀るに株式會社に在りては工業が最も多く五億一千三百七十七萬圓であり、有限會社及合資、合名會社に在りては孰れも商業が最も多く、有限會社の二百四十六萬二千圓、合資會社の千百三十九萬八千圓、合名會社の四百五十八萬七千圓である。

(イ) 會社總表 (資本金單位千圓)

昭和十六年末	總數		株式會社	有限會社	合資會社	合名會社
	會社數	資本金				
總數	一九四六	九〇,〇〇六	一三二八	三六〇	五五	一三三
商業	一〇四	五,七七八〇	六三	一	三	八
農林業	二〇	四,〇九〇	一八	〇	〇	〇
水産業	二二七	二,七二七	二二七	〇	〇	〇
工業	六五七	六,四六二	六〇九	〇	三	七
鑛業	二八	二,〇九〇	二八	〇	〇	〇
交通業	一五	一,五〇〇	一五	〇	〇	〇

(ロ) 營業別比較 (資本金單位千圓)

營業別	會社		資本金		百分比	
	會社數	資本金	會社	資本金	會社	資本金
商業	九四	五,七七八〇	一〇.四	六.4	一.1	七.1
工業	六五七	六,四六二	三三.8	七.1	三.4	七.8
鑛業	二八	二,〇九〇	一.4	二.3	〇.2	二.5
交通業	一五	一,五〇〇	〇.8	一.7	〇.0	一.9
總數	一九四六	九〇,〇〇六	一〇〇.〇	一〇〇.〇	一〇〇.〇	一〇〇.〇

本表中資本金とあるは株式會社以外は出資額である。

會社 1,234
資本金 20,000
會社 1,000
資本金 1,000

農	林	水	商	工	鑛	交
業	業	業	業	業	業	通
一〇四	二〇	九八四	六七	一五		

六四六六	二二七七	三三六六	五二〇三	二八五三	三、五〇八	七九
五三	一〇	五〇六	三八	一四		
七二	二五	二四八	五八三	三三		

本表は昭和十六年末現在であつて本店を臺灣に有するもののみであり、本表中資本金とあるは株式會社以外は出資額である。

一七 金 融

一 幣 制

領臺當時本島の幣制は大體に於て清國に於けるが如き混沌状態であつて確乎たる貨幣制度が未だ存在しなかつたのである。従つて日常の諸取引に使用せられる通貨の如きも主として銀貨にして其の種類實に百數十種の錯雜を極め計算單位は全島を通じて一律に「元」と稱せられてゐたが、其の實價に至つては各地異なるを常としたのである。

茲に於て政府は是等紊亂せる幣制の整理を策し明治三十年臺灣銀行法を制定し同法第八條に依り同行は金額五圓以上の無記名式一覽拂手形發行の特權を付與され、更に同三十二年法律第三十四號を以て銀行券を發行し得る事に改められた。

之より曩、明治三十年内地に於て金本位制が採用せられ、本島に於ても之に追隨すべきであつたが、當時島民が多年銀貨流通に馴れたると愛銀觀念の熾烈なる事及び對岸中華民國との貿易關係に鑑み暫く内地同様の金本位貨幣法を施行せず過渡的便法として銀本位制を採用した。

其の後時勢の進展と經濟界統制の爲め明治三十七年律令第八號を以て臺灣銀行は更に金兌換券の發行も認められ一時金券及び銀券が同時に流通した。然るに同四十年に至り對岸より銀貨の輸入が激増し再び幣制を紊すの虞を生じたため、翌四十一年之に對する方策として從來發行せる銀券の使用を禁じ、其の交換期限を明治四十二年末日限りと爲し之を整

理處分し、明治四十四年には内地同様貨幣法を施行して金本位制に統一され多年の懸案茲に漸く解決せられ以て今日に及んだのである。

二 金融機關

領臺當時本島に於ける金融機關は僅かに銀會又は錢莊等の如きもののみであつたが、現在に於ては全く内地と同様のものである。今昭和十六年に於ける概況は左の通りである。

(イ) 銀行 (金額單位千圓)

銀行名	支店及出張所	資本金	積立金	利益金	預り金	貸出金
臺灣銀行	一〇元	四,000,000	一,212,600	一,349,300	六,870,000	六,792,700
華南銀行	三	3,000,000	1,511,000	930,100	4,129,700	4,110,100
臺灣商工銀行	六	2,500,000	655,000	283,000	1,047,500	1,010,000
彰化銀行	三	5,000,000	1,450,000	831,000	9,540,000	5,536,000
臺灣貯蓄銀行	二〇	4,000,000	1,725,000	612,700	6,127,000	3,302,600
三和銀行支店	八	1,000,000	196,000	60,000	4,319,500	6,049,000
日本勸業銀行支店	三	1,000,000	1,000,000	72,000	5,877,000	5,085,000
合計	四	16,000,000	5,753,600	3,045,400	35,029,200	32,552,800

年末現在

(ロ) 其の他の金融機關 (金額單位千圓)

項目	金額
産業組合	四九二
調査組合	六四,四八一
組合員	二,五四二
出資	一,三六三
準備金	六四九四
諸積立	一九,〇四五
貯蓄	一五,七三〇
貸付	一四
營業所	四二五
拂込資本	五,二八〇
給付契約	五,五四八
掛金契約	一八,三三六
公債	一六
貸出金	二七

(昭和十六年度)

(昭和十六年末)

貨出同(件) 金額 數
 收高(金) 額 數
 手形交換所 (昭和十六年)
 所 數
 交換枚 數
 交換高 數

一五六六二
一七六六

八四三〇元
一〇〇〇元

一八 鐵 道

一 官設鐵道

領臺前本島に於ける鐵道は基隆・新竹間九十九軒餘あつたけれども施設不完全、線路の傾斜屈曲甚しく殆ど使用に堪へざる状態なれば領臺の初め之を修理して一時軍用に供したのであるが、運輸機關としての機能を充分に發揮することが出来ないで、明治三十一年縦貫鐵道建設の議が定まり第十三帝國議會の協賛を経て豫算約三千萬圓で十年繼續事業として計畫を樹て南北兩端より工事に着手し、明治四十一年四月全線の開通を見るに至つたのである。

其の後大正八年經費千餘萬圓を以て竹南・大肚間の海岸線建設に着手し、同十一年開通後は更に貨客輸送上の便宜を圖る爲め同線を彰化迄延長し現在に至つたのである。前記縦貫線の外、淡水線は明治三十四年、潮州線は同四十年、臺東線は大正六年、宜蘭線は同九年に夫々一部或は全部の開通を見、其の後若干の延長を爲し更に平溪線、集集線の如く會社經營を買収して今日の盛況を呈するに至つた。今昭和十六年度に於ける官設鐵道を觀るに營業線路延長千七十軒、面積千方軒に付營業線の軒數は二十九軒七である。

(イ) 官設鐵道 (昭和十六年度)

年度	樟腦	煙草	酒類
同	九〇九、四二七	三七八、五三二	三九〇、六〇八
同	一、〇〇〇、三六八	一八四、一五三	三九〇、一〇九
大正	五元	二五	三五
同	五八一、四六九	二七七	一四〇〇、九三九
同	六七四、〇七一	二六四	一四三、七五八
同	三六一、三〇八	四四	一四〇〇、九三九
昭	八三三、二五七	三三六	一四三、七五八
和	六九七、七三三	三七四	一四三、七五八
同	六〇九、一八二	三六九	一四三、七五八
同	六六六、六三六	三五八	一四三、七五八
同	五七〇、七六二	三七一	一四三、七五八
同	八六〇、二七五	三三九	一四三、七五八
同	七六八、〇三〇	三五〇	一四三、七五八
同	八八一、九六五	三四八	一四三、七五八
同	八三八、八四六	三六四	一四三、七五八
同	九四三、二〇八	三六〇	一四三、七五八
同	一〇〇〇、〇三三	三六〇	一四三、七五八
同	一〇四八、〇三三	三九四	一四三、七五八
同	八七四、七九五	四一七	一四三、七五八

二一 衛生

一 醫療機關

本島には醫療機關として昭和十六年末現在に於ては官立十五、公立二十三、私立三百三十七、計三百七十五の醫院、二千二百二十八人の醫師、百十九人の醫生（明治三十四年府令第四十七號臺灣醫生免許規則に依り免許を得て其の管轄内に於て醫師を業と爲す者）、四百八十八人の齒科醫師、三百三十五人の藥劑師、二千二百二十七人の産婆を有し、尙製藥者が四十六人、藥種商が二千三十七人ある。

次に醫師及醫生一人に付人口を觀るに全島平均は二千六百六十二人であり、其の割合の最も多きは澎湖廳の四千九百五十六人にして、最も少きは臺北州の千八百四十四人である。

醫療機關 (昭和十六年末)

總數	官立	公立	私立	總數	醫師	醫生	齒科醫師	藥劑師	産婆	醫師及醫生一人に付人口
臺北州	五	六	三	六九	六五〇	一九	一元	八七	四三三	一八四四
總數	二五	三三	三七	三三七	三三八	一九	四八	三五	三三七	二六三二

總
臺高臺臺新臺

東雄南中竹北

鹿州州州州數

二七
二六
二二
二二
二五
二五

水道數

九八元
二〇〇
一〇〇六
一四三
六九
三〇五
四一

專
用
數

一八六
三六
一〇六
四〇〇
一九
三三
二七

共
用
數

九七三
四二七
五四八
一四九
一七三
一二七
一〇六

專
用
數

六〇〇
三〇〇
三〇〇
八九
一七三
五三
九

共
用
數

六〇〇
二四〇
三〇九
一〇七
一六九
一三九
六二〇

計
給
水
量
千立方
米

三 水 道

昭和十六年度末現在に於ける本島の既設水道（簡易水道を含む）は百二十七箇所、其の
放任給水栓數は一萬一千六百九十二栓、計量給水栓數は十萬一千七百二十五栓であつて計
量給水量（不明のものを除く）は約六千五百四萬二千立方メートルである。

流行性腦炎

患者
本年
前年
繰越
者

二七

一四

三

|||

|||

流行性
脊隨
膜炎

患者
本年
前年
繰越
者

三四

一九

三

|||

|||

猩紅熱

患者
本年
前年
繰越
者

五

七

九

|||

|||

ジフテリヤ

患者
本年
前年
繰越
者

三〇

八

六

|||

|||

パラチフス

患者
本年
前年
繰越
者

五

四

三

|||

|||

腸チフス

患者
本年
前年
繰越
者

三〇

八

九

|||

|||

痘

患者
本年
前年
繰越
者

|||

|||

|||

|||

|||

瘡

痘

患者
本年
前年
繰越
者

|||

|||

|||

|||

|||

瘡

痘

患者
本年
前年
繰越
者

|||

|||

|||

|||

|||

瘡

痘

患者
本年
前年
繰越
者

|||

|||

|||

|||

|||

瘡

痘

患者
本年
前年
繰越
者

|||

|||

|||

|||

|||

瘡

痘

患者
本年
前年
繰越
者

|||

|||

|||

|||

|||

瘡

痘

患者
本年
前年
繰越
者

|||

|||

|||

|||

|||

瘡

痘

患者
本年
前年
繰越
者

|||

|||

|||

|||

|||

瘡

痘

患者
本年
前年
繰越
者

|||

|||

|||

|||

|||

瘡

痘

患者
本年
前年
繰越
者

|||

|||

|||

|||

|||

瘡

痘

患者
本年
前年
繰越
者

|||

|||

|||

|||

|||

瘡

痘

患者
本年
前年
繰越
者

|||

|||

|||

|||

|||

瘡

痘

患者
本年
前年
繰越
者

|||

|||

|||

|||

|||

瘡

痘

患者
本年
前年
繰越
者

|||

|||

|||

|||

|||

瘡

痘

患者
本年
前年
繰越
者

|||

|||

|||

|||

|||

瘡

痘

患者
本年
前年
繰越
者

|||

|||

|||

|||

|||

瘡

痘

患者
本年
前年
繰越
者

|||

|||

|||

|||

|||

瘡

痘

患者
本年
前年
繰越
者

|||

|||

|||

|||

|||

瘡

痘

患者
本年
前年
繰越
者

|||

|||

|||

|||

|||

瘡

痘

患者
本年
前年
繰越
者

|||

|||

|||

|||

|||

瘡

痘

患者
本年
前年
繰越
者

|||

|||

|||

|||

|||

瘡

痘

患者
本年
前年
繰越
者

|||

|||

|||

|||

|||

瘡

痘

患者
本年
前年
繰越
者

|||

|||

|||

|||

|||

瘡

痘

患者
本年
前年
繰越
者

|||

|||

|||

|||

|||

瘡

痘

患者
本年
前年
繰越
者

|||

|||

|||

|||

|||

瘡

痘

患者
本年
前年
繰越
者

|||

|||

|||

|||

|||

瘡

痘

患者
本年
前年
繰越
者

|||

|||

|||

|||

|||

瘡

痘

患者
本年
前年
繰越
者

|||

|||

|||

|||

|||

瘡

痘

患者
本年
前年
繰越
者

|||

|||

|||

|||

|||

瘡

痘

患者
本年
前年
繰越
者

|||

|||

|||

|||

|||

瘡

痘

患者
本年
前年
繰越
者

|||

|||

|||

|||

|||

瘡

痘

患者
本年
前年
繰越
者

|||

|||

|||

|||

|||

瘡

痘

患者
本年
前年
繰越
者

|||

|||

二二 財政

一 總督府財政

臺灣總督府特別會計は明治三十年度を以て開始されたが、同三十八年度から全然國庫の補助を受けない獨立財政の實を擧げるに至つた。今歳入の趨勢を窺ふに明治三十年度には歳入二百萬圓、同三十八年度には二千五百萬圓に過ぎなかつたものが大正元年度には六千萬圓に躍進、同八年度には一億圓を突破、爾來年と共に大體漸増し昭和四年度には實に一億五千萬圓の多額を示した。同五年度以降は世界的不況に因る産業界萎靡等に因り漸減し同六年度の一億千六百萬圓を最低として再び漸増の一路を辿り、同十二年度には二億三百万圓に躍進し、同十三年度には二億三千四百萬圓に飛躍し、同十四年度には二億八千八百萬圓に、同十五年度には三億五千三百萬圓に、同十六年度には四億一千四百萬圓と云ふ新記録を作つた。

次に累年歳入中其の主要部分を占むるは官業及官有財産收入にして之に亞ぐは租稅で昭和十六年度には前者は四十四%六、後者は十五%二に相當する。

歳出は明治三十年度の千萬圓、同三十八年度の二千萬圓より、大正八年度の七千二百萬圓、同十一年度の九千六百萬圓に増加し、同十二年度以降は稍々減退して八千七百萬圓乃至九千二百萬圓であつたが、昭和二年度には一躍して一億二百萬圓となり、爾後は大體に於て一億圓臺を維持し、同十二年度には一億五千六百萬圓に躍進し、同十三年度には一億

八千三百萬圓となり、同十四年度には二億千七百萬圓に、同十五年度には二億六千三百萬圓に、同十六年度には二億八千九百萬圓と歳出での最高記録を印した。

(イ) 總督府の歳入出決算 (單位千圓)

年度	歳入				歳出			
	總額	租稅	官業及官有財産收入	其他	總額	租稅	官業及官有財産收入	其他
明治三八	二,五四一	七三八五	一,三九二	四一〇一	一〇〇	二九一	五四八	一六二
大正元	六,〇二九	一,三九四	二,七三〇	二,〇七三	三三七	三三四	四一〇	三六六
同五	五,五七六	九四三	三,二五二	一,三七三	二九	一六九	五八四	二四七
同	一一,〇〇六	二,二二九	四,三九五	四,六八一	四四一	一九〇	九二二	四一八
昭和元	一三,一七九	二,一九二	七,〇四五	三,九三三	五一九	一六六	五三六	二九八
同	一一,二七九	一九〇四	七,四九八	三,五七九	五一	一四七	五七八	二七五
同	一一,五九七	一八〇五	七,〇四八	二,七五九	四五六	一五六	六〇六	二三八
同	一〇,〇〇三	一八三六	七,一七五	二,九〇四	四七三	一五三	六〇四	二四三
同	一三,〇八二	二,〇二五	七,五三〇	三,五六七	五一五	一五四	五七四	二七二
同	一四,一六八	一九三六	八,五二四	三,七二四	五七七	一三七	六〇一	二六二

百分比

總額指數

其他

總額

指數

同	同
一五	一六
三〇四六九	三〇四六九
六四三四	八七六
四九七七	五三三七
一九〇五八	二二六八三
九三三	三三〇
二二一	三三六
一六三	一五三
六二六	六二二
一八三三	二四三三
七六	九六

(二) 街庄費決算 (単位千圓)

歳入 歳出

百分比

年度	總額	街庄税	財産收入及手数料	其他	總額指數	街庄税	財産收入及手数料	其他	總額指數
大正	九八八五	四八三九	一三五〇	三六九六	一〇〇	四八九	一三七	三七四	八四七六
昭和	一〇三〇〇	四九八六	一六九〇	三五三四	一〇三	四八八	一六六	三四六	八六七七
同	一〇九七〇	六〇六六	一六三〇	三三八四	一一一	五五三	一四八	二九九	九五七三
同	一〇六三三	五八九三	一五六八	三六一	一〇七	五五五	一四八	二九七	九三六〇
同	一〇七七五	五九〇〇	一六九四	三七一	一〇九	五三九	一五七	三〇四	九四三七
同	一三〇六八	六〇三二	一六九〇	四〇二八	一一三	五三三	一四四	三四三	一〇二九
同	一三六三三	六四八九	二七〇	四〇〇九	一一三	四九七	一五八	三四五	一〇五〇
同	一六五三三	七三三三	二四〇二	六九〇八	一六七	四七七	一四四	四一九	一三七九
同	一八六〇四	八五八二	二八四二	七八一	一八八	四六二	一五三	三六	一六〇三
同	二二四七〇	一〇八六一	三三三五	九七四	二二七	四六三	一三八	三九	一九八五

三 國稅收入

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一三	一四	一五	一六	一三	一四	一五	一六	一三	一四
二四六九六	二六二四八	三〇一三五	三六六九四	二四六九六	二六二四八	三〇一三五	三六六九四	二四六九六	二六二四八
一二七六	一二七八〇	一四六一	一八五六三	一二七六	一二七八〇	一四六一	一八五六三	一二七六	一二七八〇
三九九九	四五一	四九五	五三七	三九九九	四五一	四九五	五三七	三九九九	四五一
八六六九	八七七	一〇八九	一二七四	八六六九	八七七	一〇八九	一二七四	八六六九	八七七
二五〇	二六五	三〇五	三七三	二五〇	二六五	三〇五	三七三	二五〇	二六五
四八九	四八九	四七七	五〇三	四八九	四八九	四七七	五〇三	四八九	四八九
一六〇	一七六	一六三	一五〇	一六〇	一七六	一六三	一五〇	一六〇	一七六
三五二	三三六	三六〇	三四七	三五二	三三六	三六〇	三四七	三五二	三三六
二一〇五	二二七八	二五二二	三〇六三	二一〇五	二二七八	二五二二	三〇六三	二一〇五	二二七八
二四	二五	二九	三一	二四	二五	二九	三一	二四	二五

昭和十六年度の國稅收入決算額は九千七百五十一萬圓にして、前年度に比し二千三百九十六萬圓の増加であり、大正元年度に比較すれば七十二割の激増である。次に國稅收入の内譯を見るに最多は所得稅の三千二百九十四萬圓にして國稅收入の三割四分に當り、臨時利得稅の二千七百二十七萬圓(二割八分)は之に亞ぎ、其他主なのは地租の八百三十一萬圓(九分)、砂糖消費稅の六百五十七萬圓(七分)、營業稅の五百四十三萬圓(六分)、物品稅の二百九十六萬圓(三分)、配當稅の二百六十九萬圓(三分)、遊興稅の二百五十八萬圓(二分)等である。

國稅收入決算額

大正 元 年度

收入額(圓)

指數

人口に付稅額

三三九、三六九

100

三九

專門學校生徒
大學豫科生徒
大學醫學
數地生

畑田
數地生

各種生產額

畜產 農產 蠶產 林產 水產 鑛業 工製糖用甘蔗收穫面積
製糖 糖 高

八二四四四甲
三九,三九四甲
四三,〇六〇甲

八八,六二八甲
五四,四三七甲
三四,一七五甲

一〇元
一三元
八元

二,五九九四,二九〇六圓

四,八三六,七三三圓

一九〇

三七八四,二〇二圓

八五三,〇二〇圓

三三五

一〇,六四八〇圓

六,七四〇圓

三三

一三,三三七〇圓

四〇〇,三三九圓

三三七

一七,二六六〇圓

五四〇,二五二圓

三三四

一六,七三三五六圓

一

三三

二,〇三六,〇三七圓

六,四六六,七〇五圓

三三

一三,三四三六甲

一六,二〇七三甲

三三

八三三,二九七擔

一三,七七二七擔

一六

七七

一〇八

一〇〇

運

官設鐵道線路延長
私設鐵道線路延長

九四九料
二七三料

一七〇料
二七三料

二二三
二二五

通常郵便引受通數

五二〇,八九五八

九四八,一六〇一

一八二

爲替振出金額

二五七,九八二圓

六四三,〇〇一圓

二五一

貯金年度中預入金額

一〇六,四三三圓

六〇七,八八七圓

五七一

貯金年度中預入金額

七九〇,九八六圓

一,六〇四,三三八圓

二〇三

振替

三三三

一〇,六三三

三三〇

貯金

七〇,六九三圓

三三〇,九九三圓

四四

電話

一,一四七

一

一

電話

一六二,五五七圓

一

一

電話

一六二,五五七圓

一

一

醫師及醫生

一〇一

三七五

三六八

醫師及醫生

一五〇

三三三

一五六

藥劑師

九

三三五

三七三

產婆

一〇三

三三三

三〇四

醫師及醫生

一〇一

三七五

三六八

醫師及醫生

一五〇

三三三

一五六

總督府

一三,七七八〇〇圓

四,一四三,五五七圓

三三四

出入

九,一九〇,〇五九圓

二,八九七,〇七八圓

三三五

專賣收入

阿片 食鹽 樟腦 煙草 酒及酒精 無水酒精

(兼務及無給を除く)

四三五、二六九圓
三三九、五一七圓
八三三、二五七圓
一三九〇、八六七圓
一四〇〇、九三九圓
一八四、一五三圓
三九〇、一〇三圓
八七四、七九五圓
四二七、六四七圓
四二四九、七九五圓
一三三、八八〇圓

總數 人員 俸給年額

三、七四〇
二九、八四六圓
六七〇
九、九三六
七二六、一九八圓
一、五七九

高等官及同待遇官 人員 俸給年額

三、七四〇
二九、八四六圓
六七〇
九、九三六
七二六、一九八圓
一、五七九

判任官及同待遇官 人員 俸給年額

一、六六三〇
一五九七、〇四七圓
二、七〇一〇
二八五四、四九八圓

其の他 人員 俸給年額

一、〇二四〇
一〇七五、七二六圓
七、〇七四七
三八三、二一〇圓

三三三 三〇〇 一〇六 一七〇 三三 二六五 二〇六 二二六 二〇五 一六二 一七九 三三〇 三三七

附

錄

橫竹 蕃大 八大桃 觀楊中 關湖竹 新
山東 溪 塊園園 音梅舞 西口北 竹

庄街竹地街大庄庄街桃庄庄街中庄庄庄新市

東 一六二五	漢 一六九九	園 三三〇八	煙 三三〇八	竹 一七三六三	東 一六二五	漢 一六九九	園 三三〇八	煙 三三〇八	竹 一七三六三
(一三八三戶)	(一〇〇三戶)	(一六六八戶)	(一八二八戶)	(一七三三戶)	(一三八三戶)	(一〇〇三戶)	(一六六八戶)	(一八二八戶)	(一七三三戶)
芎 八四八三人	龍 六二六七人	蘆 一〇三二八人	新 一三三六九人	紅 一〇三六八人	芎 八四八三人	龍 六二六七人	蘆 一〇三二八人	新 一三三六九人	紅 一〇三六八人
林 庄	潭 庄	山 庄	屋 庄	埔 庄	林 庄	潭 庄	山 庄	屋 庄	埔 庄
一七五五	二九三四	二八八七	二〇〇四	一七六八	一七五五	二九三四	二八八七	二〇〇四	一七六八
一〇〇三六	二〇〇一一	一九〇五三	一四一七	一二七九七	一〇〇三六	二〇〇一一	一九〇五三	一四一七	一二七九七

五新 土駕板 蕃石新 蘇 蕃三羅 壯
股莊 城歌橋 碇店 澳 星東 園

庄街新庄街街海地庄庄文庄蘇地庄街羅庄

新 竹 州 (一三、四二六戶 八三、三三二人)

莊 一五八四	山 一七六三	山 一七六三	澳 一七六一	東 一三三〇	莊 一五八四	山 一七六三	山 一七六三	澳 一七六一	東 一三三〇
(一八三三戶)	(一八五五戶)	(一八五五戶)	(一九七戶)	(一六六六戶)	(一八三三戶)	(一八五五戶)	(一八五五戶)	(一九七戶)	(一六六六戶)
林 庄	洲 庄	中 庄	蕃 地	員 山	林 庄	洲 庄	中 庄	蕃 地	員 山
一五七七	二二八五	二七六八	六六六	三〇三三	一五七七	二二八五	二七六八	六六六	三〇三三
三三三九〇	二七九四	二七九四	三三三九	一八九壹	三三三九〇	二七九四	二七九四	三三三九	一八九壹

昭和十八年八月二十七日印刷
昭和十八年八月三十一日發行

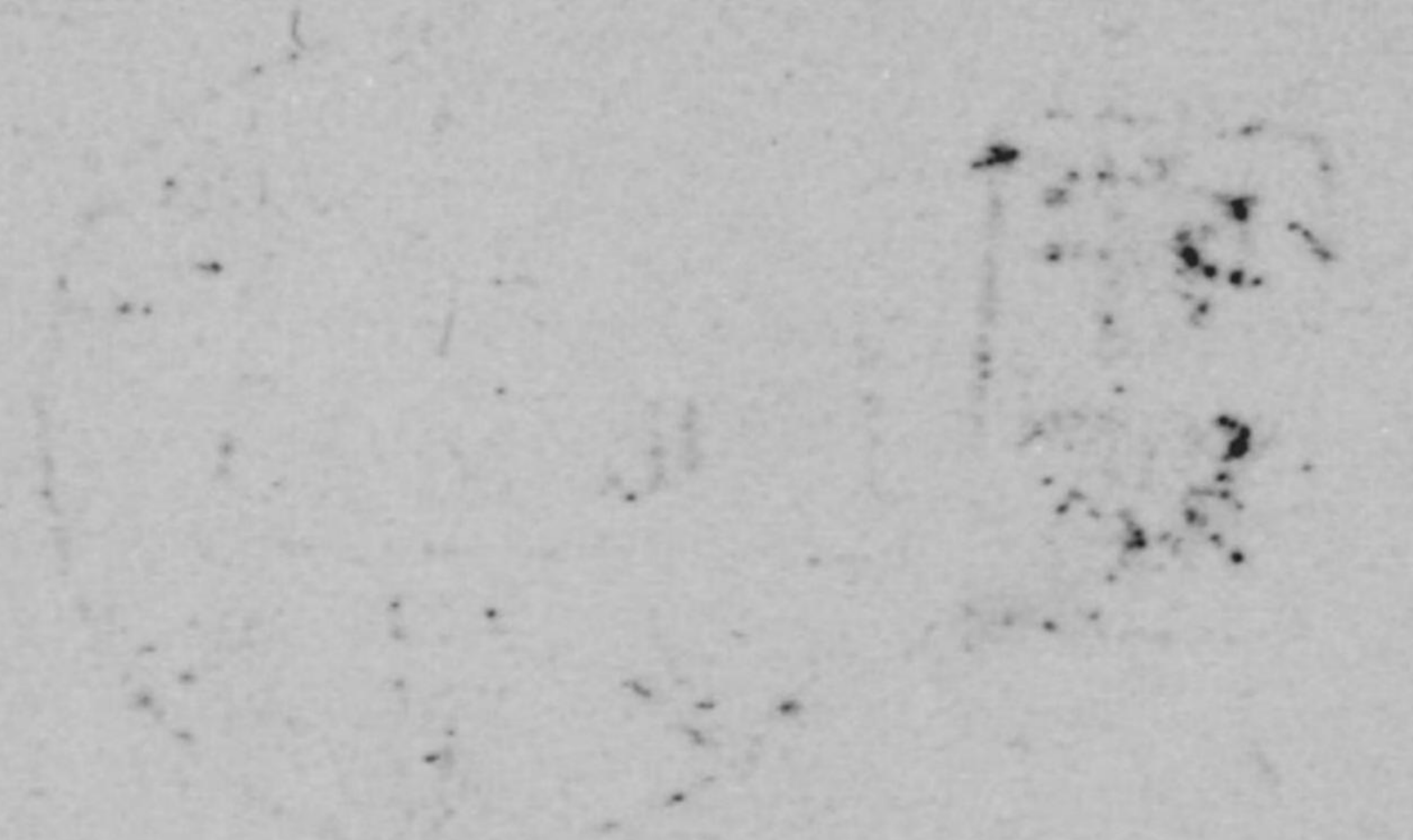
臺灣總督府

臺北市太平町二ノ一八

印刷人 青木一良

臺北市太平町二ノ一八

印刷所 三和印刷所



寄贈



